

抗ウイルス薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(令和元年5月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、抗ウイルス薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_05-2.xls)

目次

P2～4 集計対象、集計方法などについて

P5～9 抗ウイルス薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P10～15 抗HSV薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P16～21 抗HIV薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P22～27 抗HBV薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P28～33 抗HCV薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P34～39 抗インフルエンザ薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P46～57 抗ウイルス薬の投薬日数の分布について

P58 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 抗ウイルス薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。抗ウイルス薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する寄与度を算出。
- ③ 抗ウイルス薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 抗ウイルス薬の種類毎に、投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。

※1 値の欠損があったため、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

集計対象、集計方法などについて

(3) 抗ウイルス薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
抗HSV薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がアシクロビルに該当するもの ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がアシクロビル、ビダラビン、バラシクロビル塩酸塩、ファムシクロビル、アメナメビルのいずれかに該当するもの
抗HIV薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がジドブジン、ジダノシン、ラミブジン、インジナビル硫酸塩エタノール付加物、サニルブジン、サキナビルメシル酸塩、リトナビル、ネルフィナビルメシル酸塩、ネビラピン、ジドブジン・ラミブジン、アバカビル硫酸塩、エファビレンツ、ロピナビール・リトナビル、アタザナビル硫酸塩、テノホビルジソプロキシシルフマル酸塩、ホスアンプレナビルカルシウム水和物、ラミブジン・アバカビル硫酸塩、エムトリシタビン、エムトリシタビン・テノホビルジソプロキシシルフマル酸塩、ダルナビル エタノール付加物、ラルテグラビルカリウム、エトラビルン、マラビロク、リルピビルン塩酸塩、エルビテグラビル・コビススタット・エムトリシタビン・テノホビル ジソプロキシシルフマル酸塩、ドルテグラビルナトリウム、リルピビルン塩酸塩・エムトリシタビン・テノホビル ジソプロキシシルフマル酸塩、ドルテグラビルナトリウム・アバカビル硫酸塩・ラミブジン、エルビテグラビル・コビススタット・エムトリシタビン・テノホビル アラフェナミドフマル酸塩、ダルナビル エタノール付加物・コビススタット、エムトリシタビン・テノホビル アラフェナミドフマル酸塩のいずれかに該当するもの
抗HBV薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がラミブジン、テノホビルジソプロキシシルフマル酸塩、アデホビルピボキシル、エンテカビル水和物、テノホビル アラフェナミドフマル酸塩のいずれかに該当するもの
抗HCV薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がリバビリン、テラプレビル、シメプレビルナトリウム、ダクラタスビル塩酸塩、アスナプレビル、パニプレビル、ソホスブビル、レジパスビル アセトン付加物・ソホスブビル、オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル、グラゾプレビル水和物、エルバスビル、ダクラタスビル塩酸塩・アスナプレビル・ベクラブビル塩酸塩、グレカプレビル水和物・ピブレンタスビルのいずれかに該当するもの
抗インフルエンザ薬	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がザナミビル水和物、オセルタミビルリン酸塩、ペラミビル水和物、ラニナミビルオクタン酸エステル水和物、パロキサビル マルボキシルのいずれかに該当するもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 薬効中分類625に該当する医薬品のうち、一般名がガンシクロビル、ホスカルネットナトリウム水和物、バルガンシクロビル塩酸塩、パリビズマブ(遺伝子組換え)のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類629に該当する医薬品のうち、一般名がイミキモドに該当するもの

※ 一般名が「ラミブジン」「テノホビルジソプロキシシルフマル酸塩」である医薬品は、抗HIV薬として用いられるもの、抗HBV薬として用いられるものがあり、それぞれ医薬品コードを用いて該当する種類毎に集計している。

※ 値の欠損を考慮して、抗インフルエンザ薬以外は0歳以上20歳未満を一つの年齢階級としている。

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

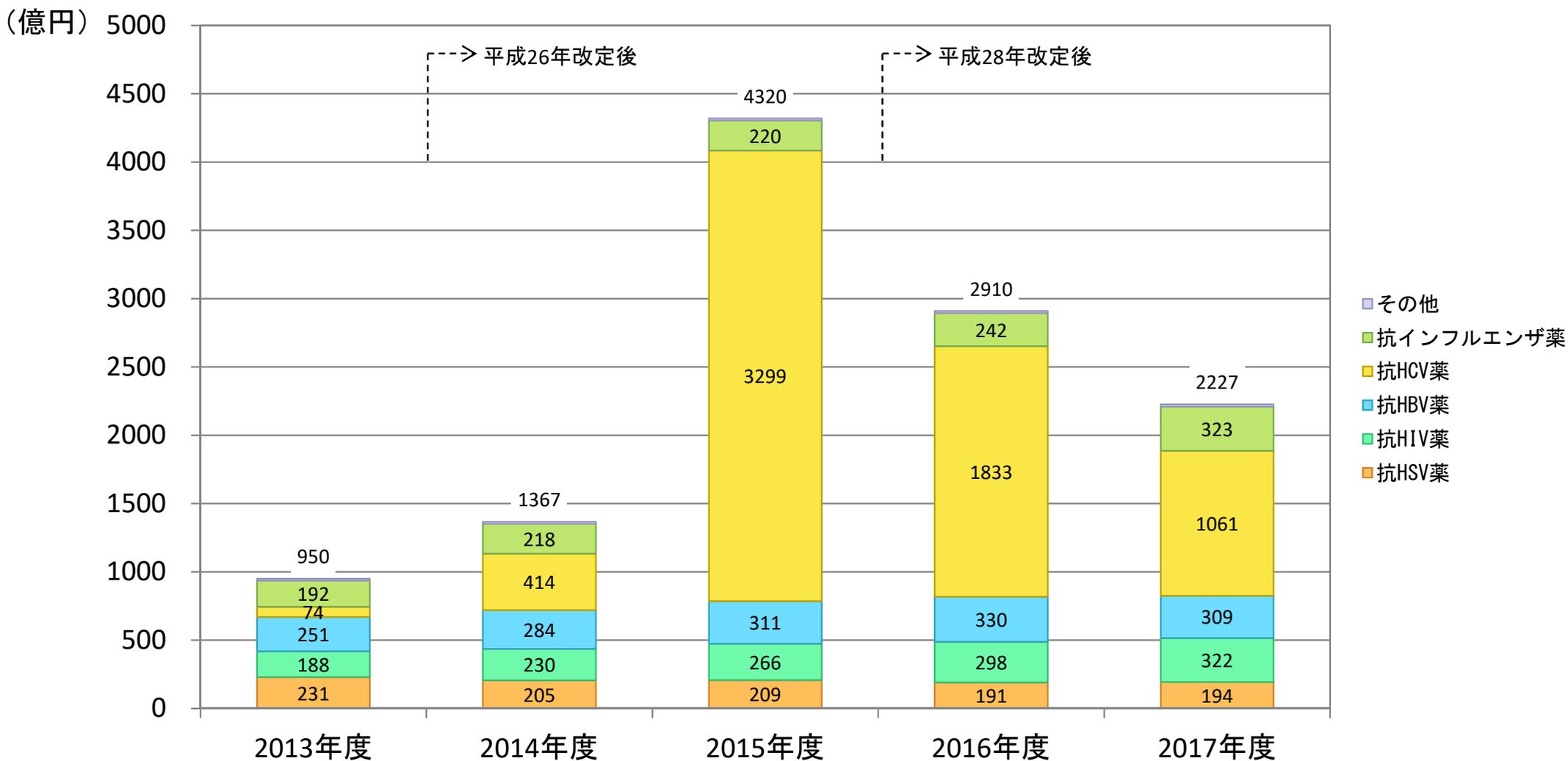
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPIにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

抗ウイルス薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の抗ウイルス薬の薬剤料は、2014年度から2015年度にかけて大きく増加し、その後は減少に転じている。

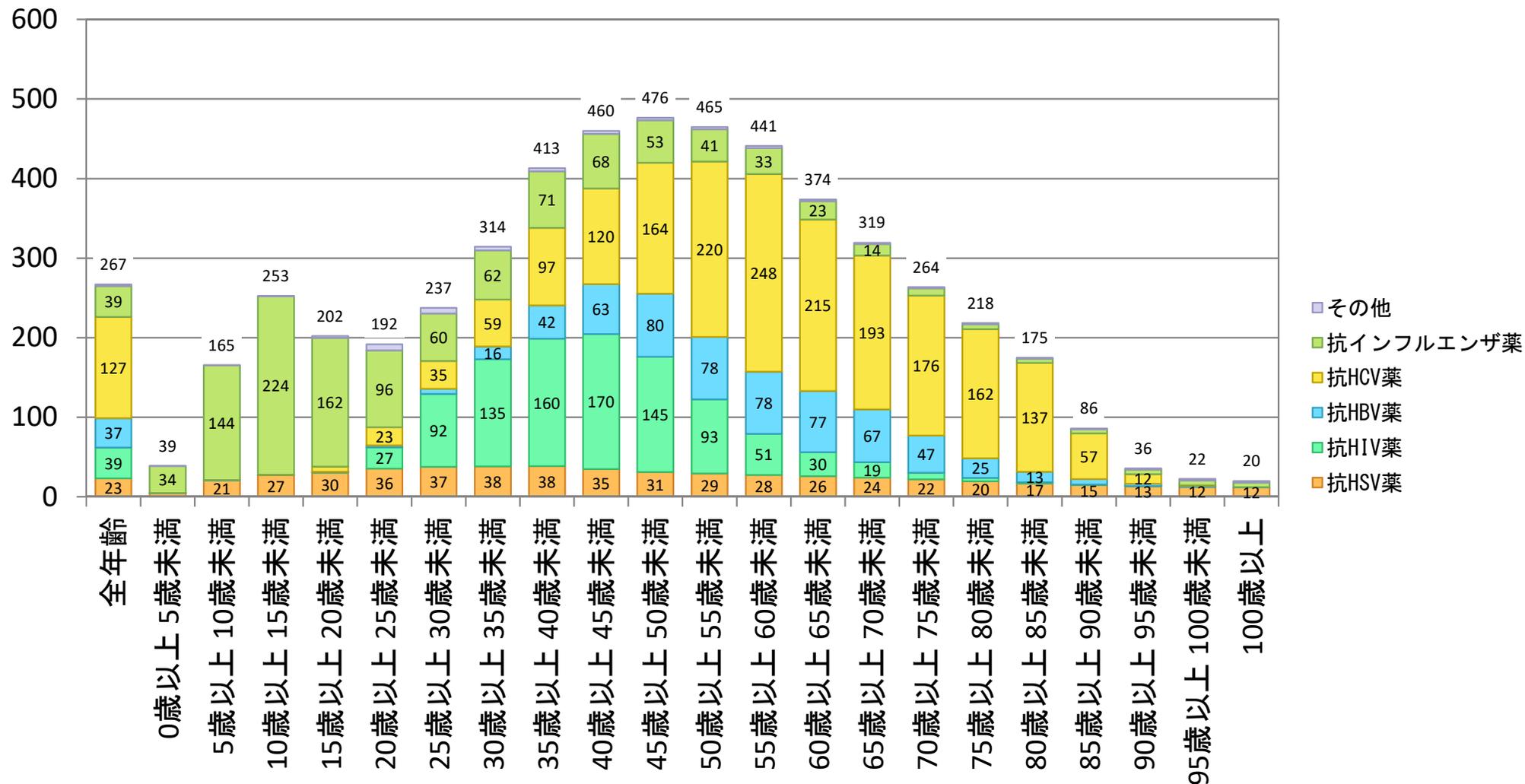


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗ウイルス薬の薬剤料（2017年度）

○ 処方箋1枚当たり抗ウイルス薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、抗インフルエンザ薬は10歳以上15歳未満前後がピークとに、抗HIV薬は35歳以上50歳未満前後がピークとなっている。抗HCV薬は50歳以上で値が大きくなっている。

(円)



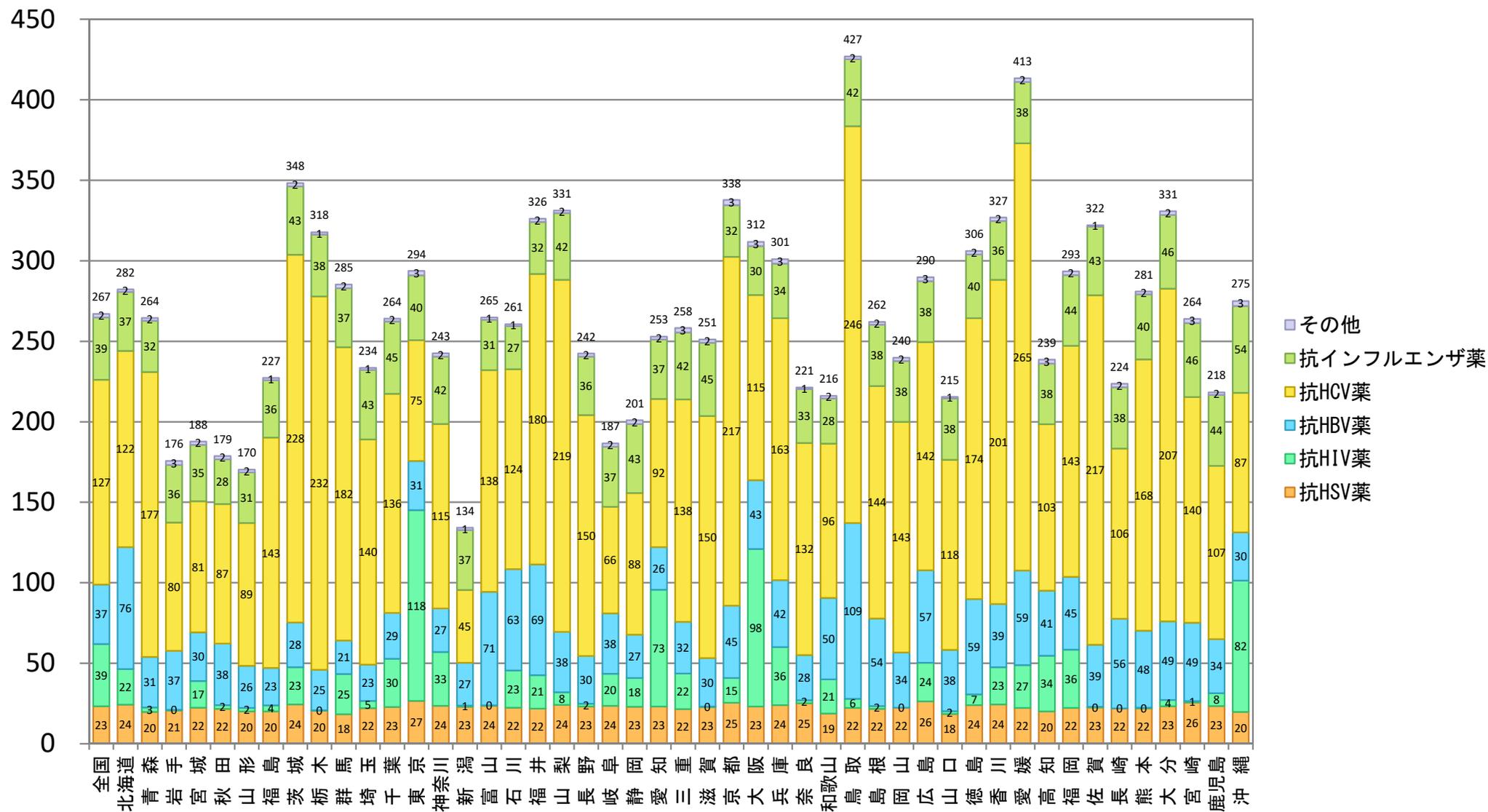
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗ウイルス薬の薬剤料（2017年度）

(円)

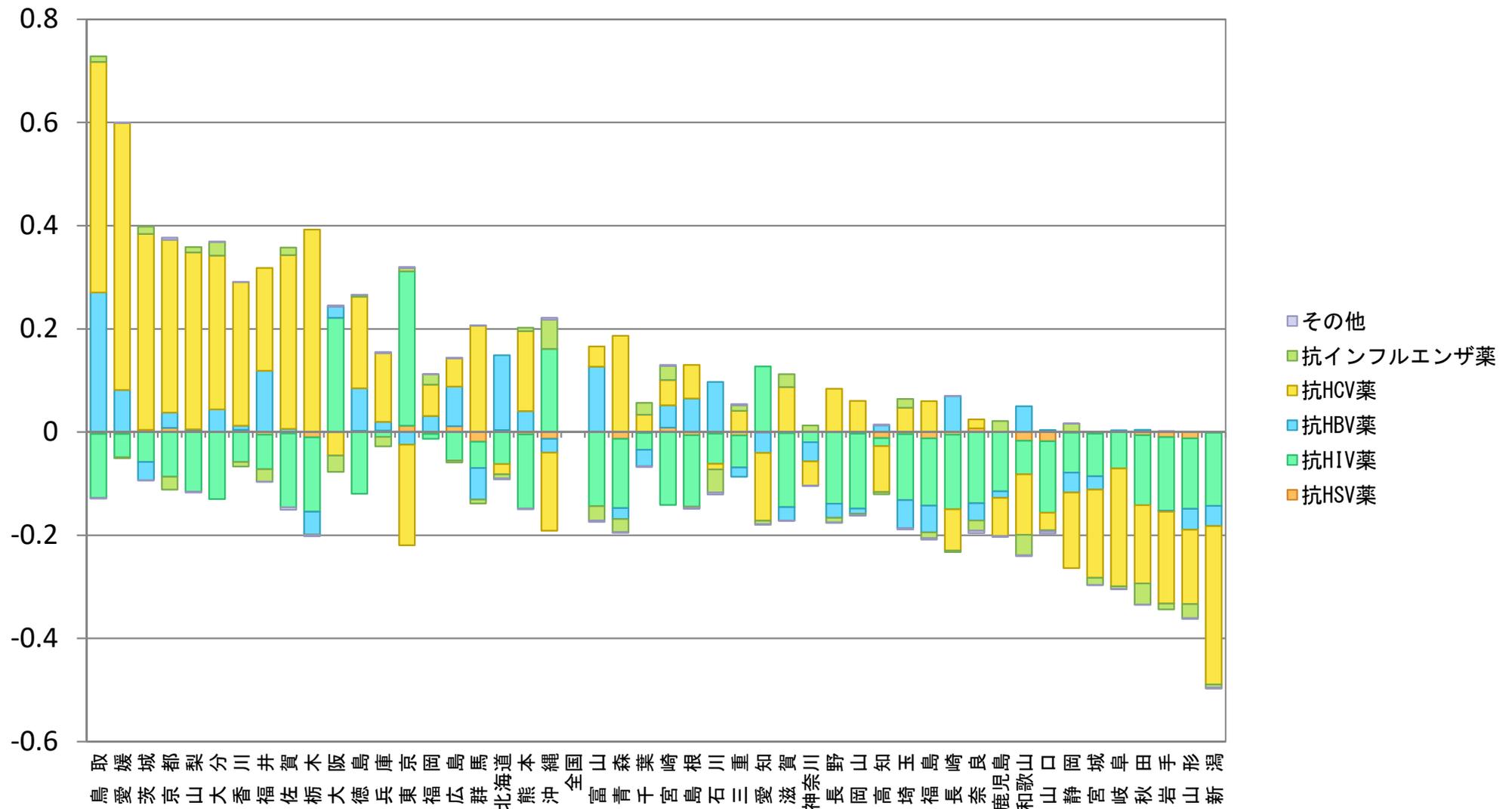


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗ウイルス薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



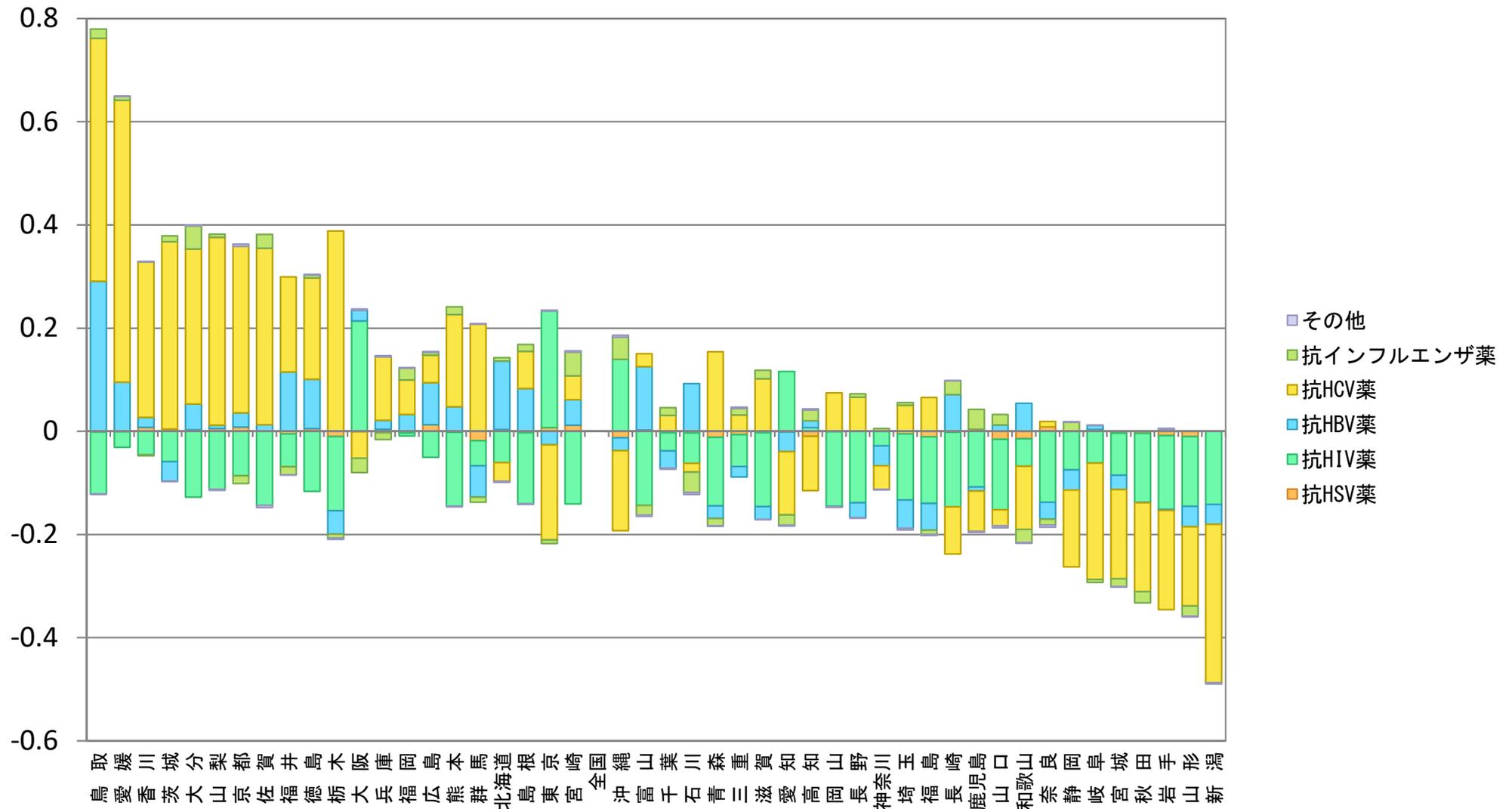
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

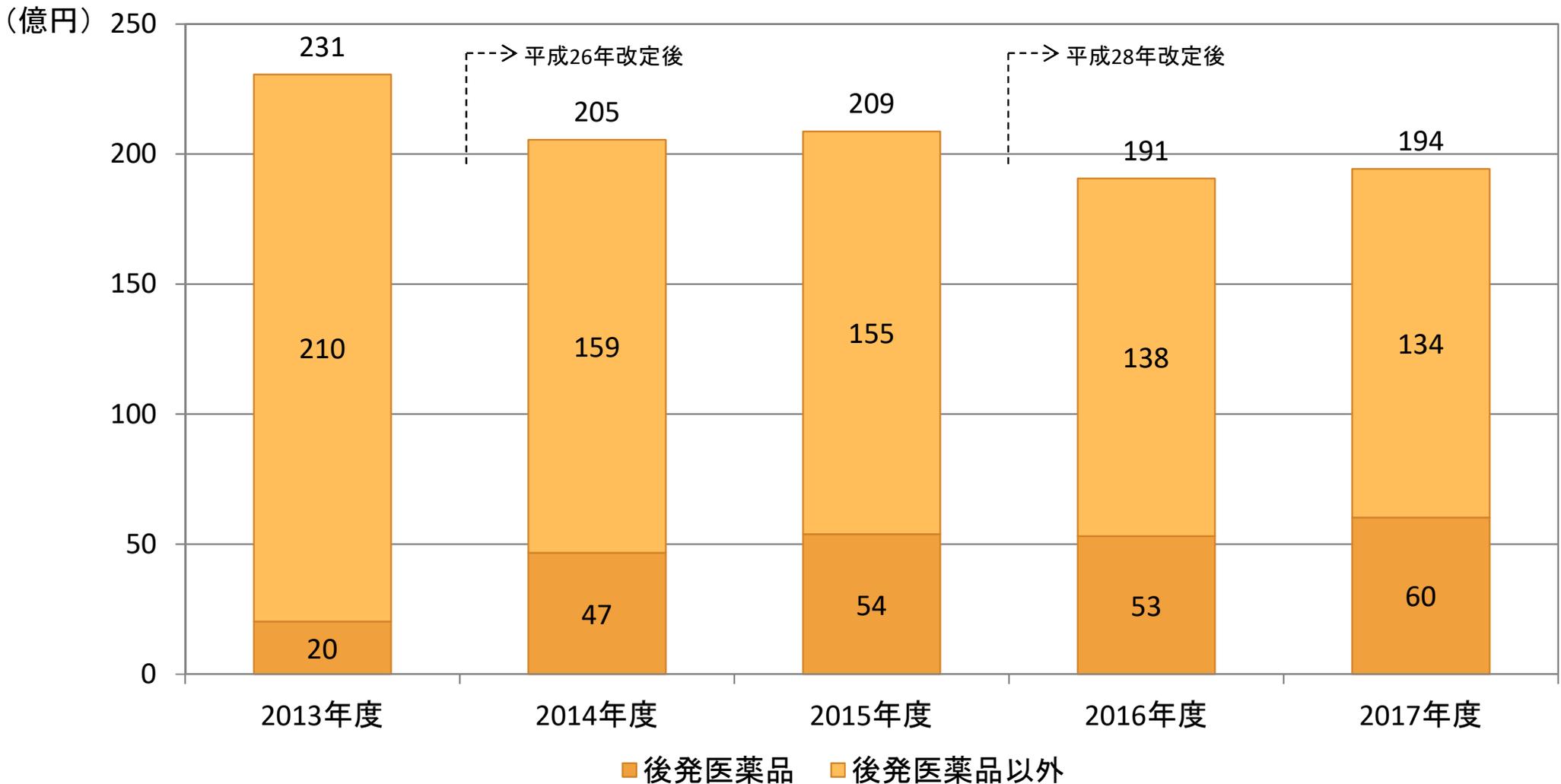
注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗ウイルス薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



抗HSV薬の薬剤料の推移

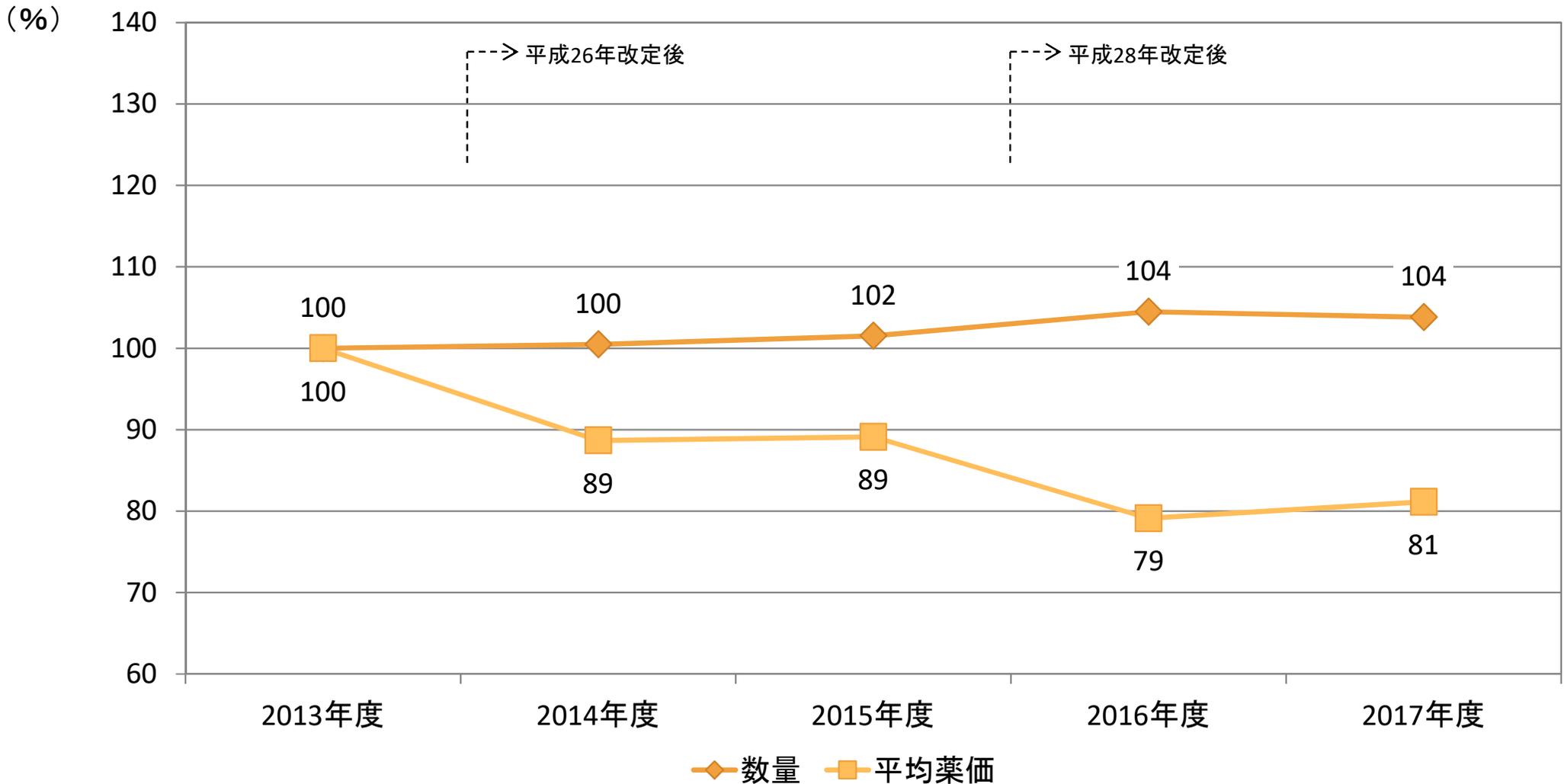
○ 2013年度以降の抗HSV薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向にあり、全体としては上下しつつやや減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗HSV薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗HSV薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は横ばいからやや上昇傾向、平均薬価はおおむね低下傾向にある。



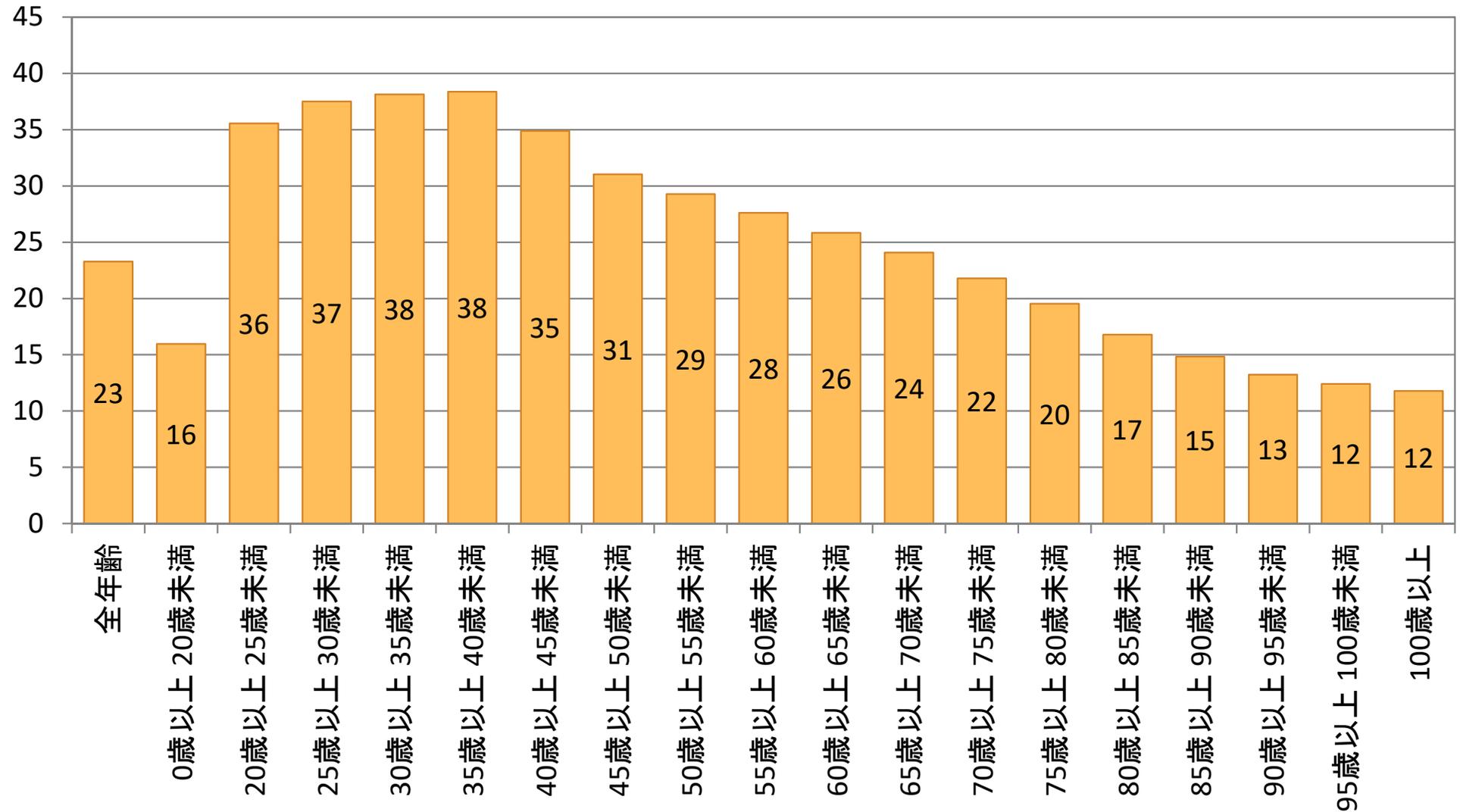
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗HSV薬の薬剤料 (2017年度)

(円)



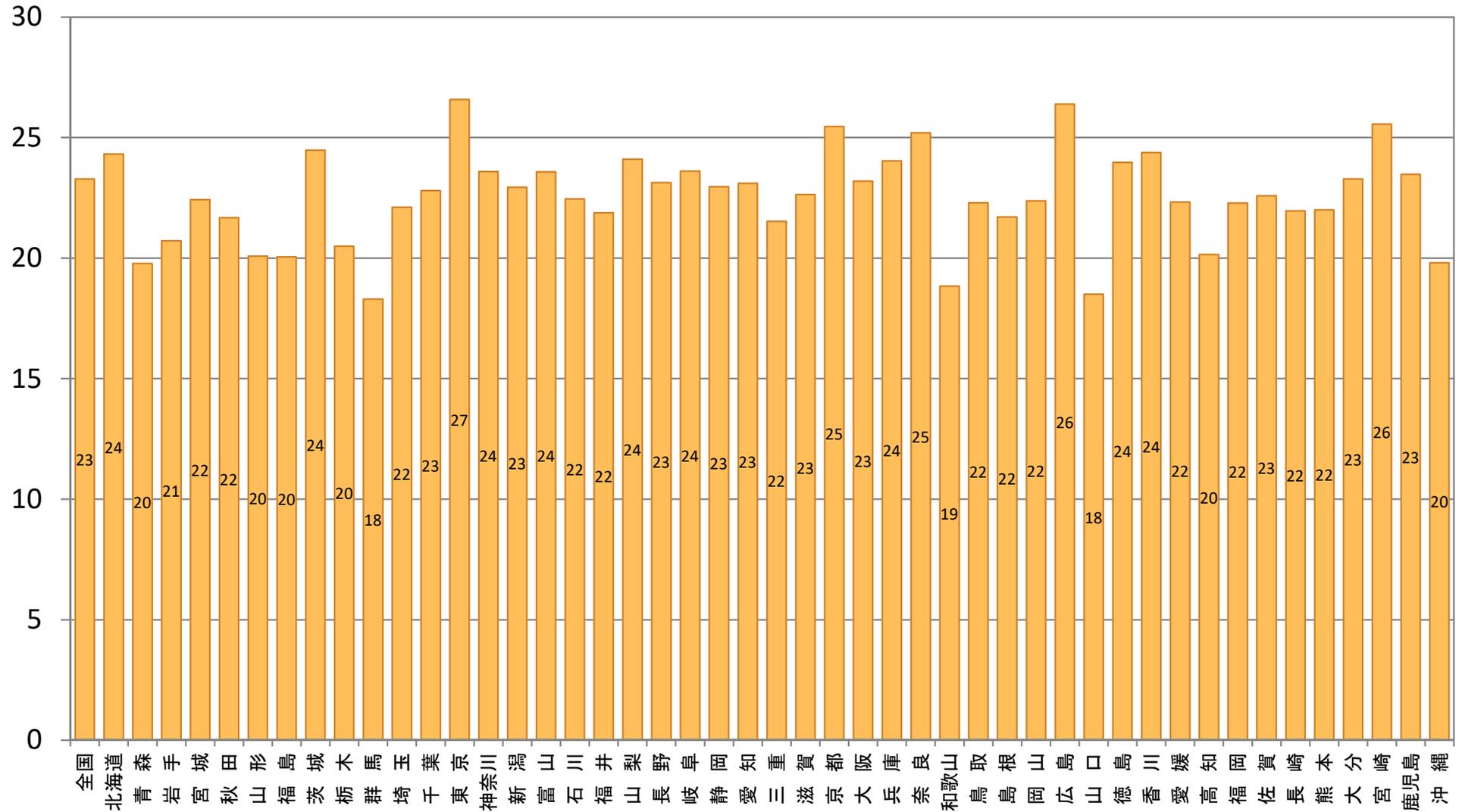
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HSV薬の薬剤料（2017年度）

(円)

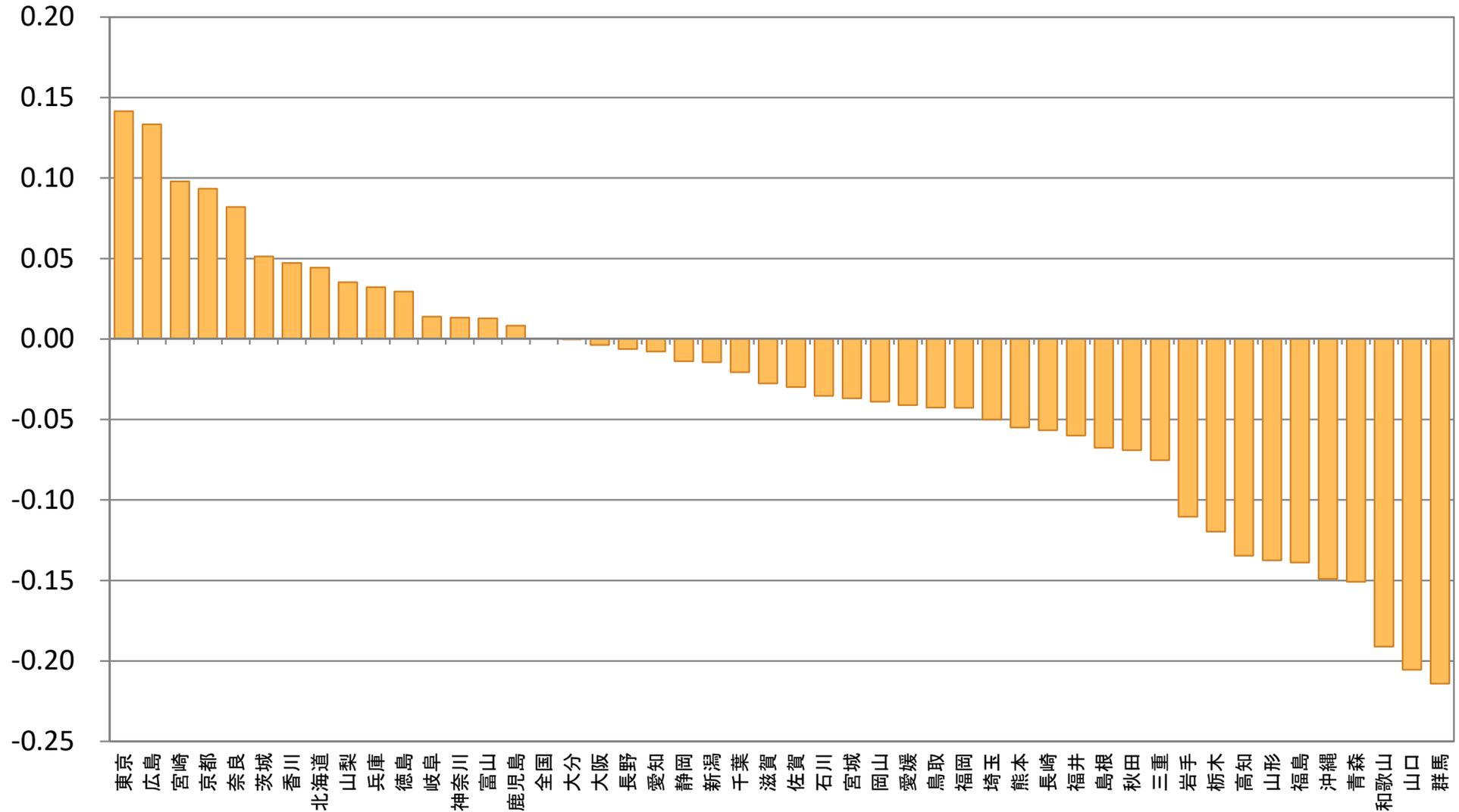


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

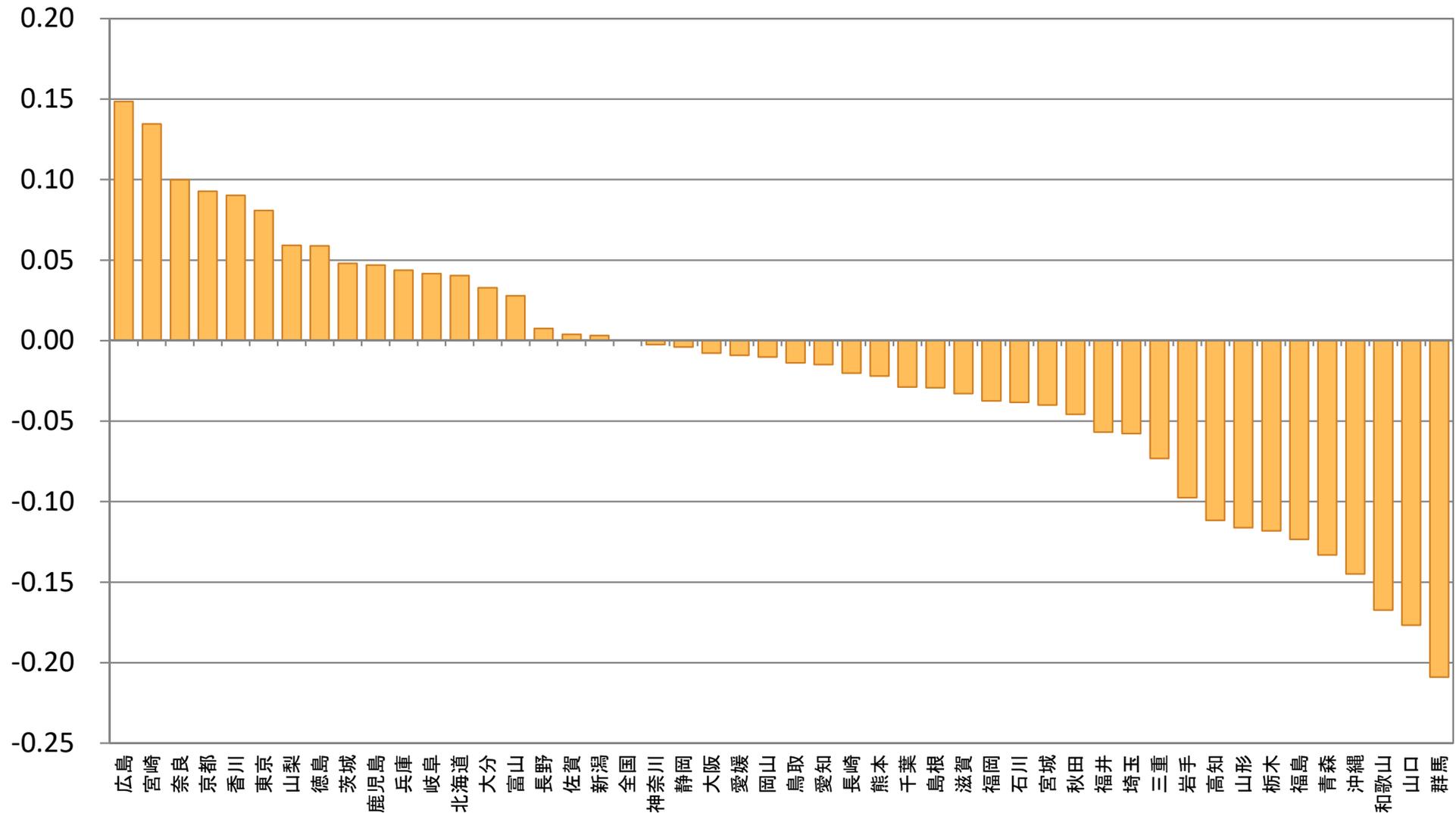
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HSV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗HSV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

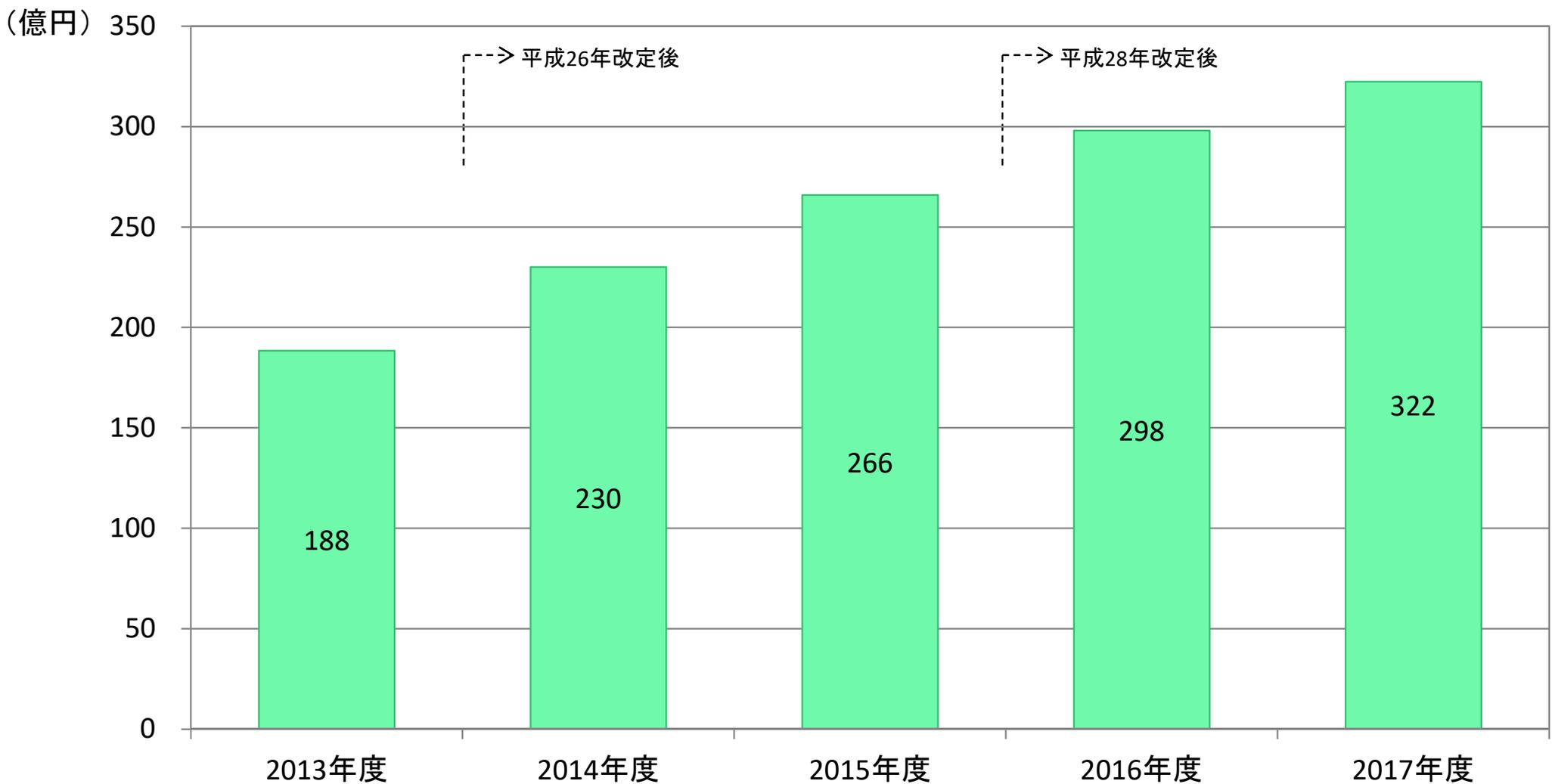
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗HIV薬の薬剤料の推移

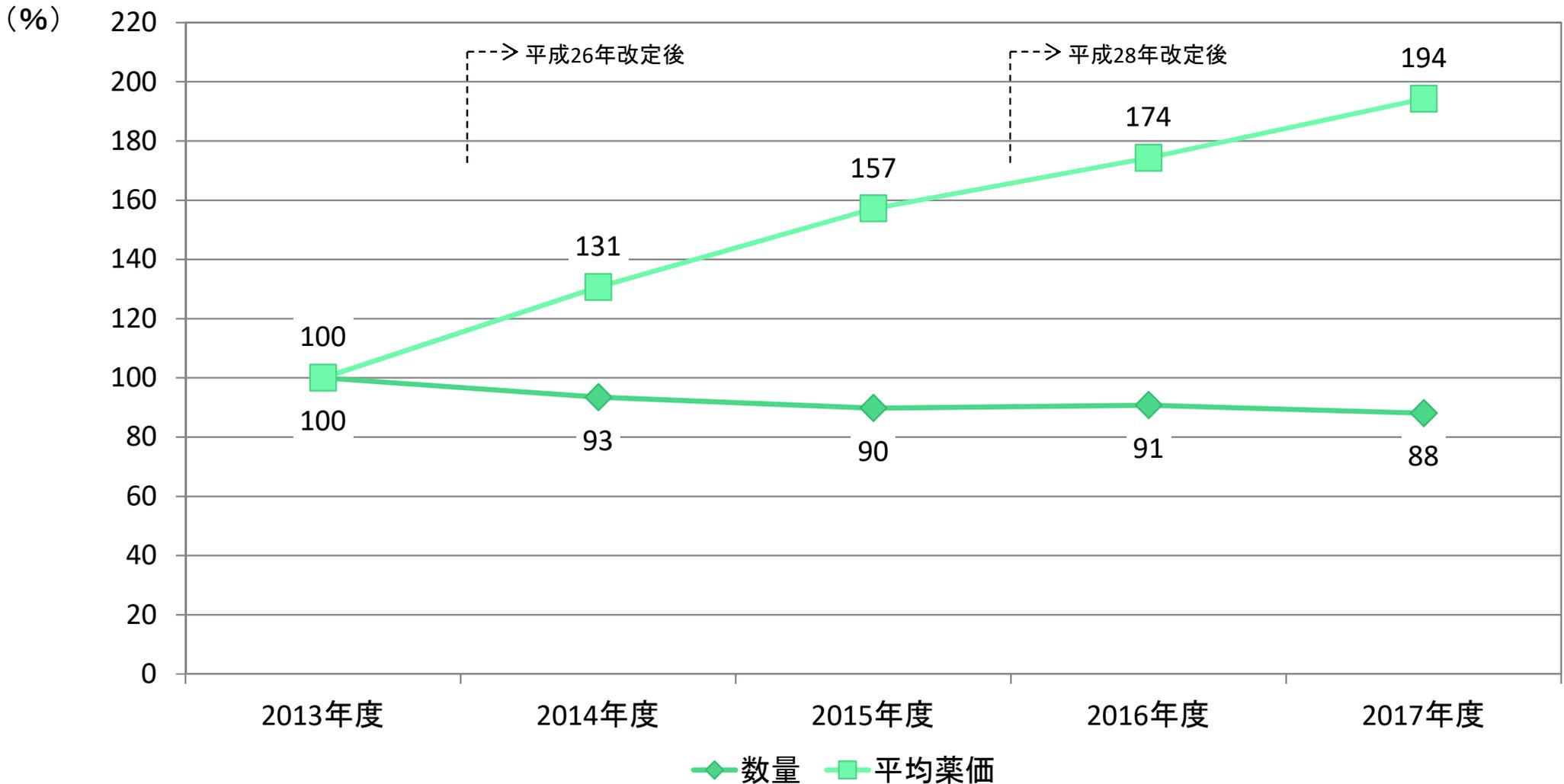
○ 2013年度以降の抗HIVの薬剤料は、増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗HIV薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗HIV薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は低下傾向にあるが、平均薬価は上昇傾向にある。



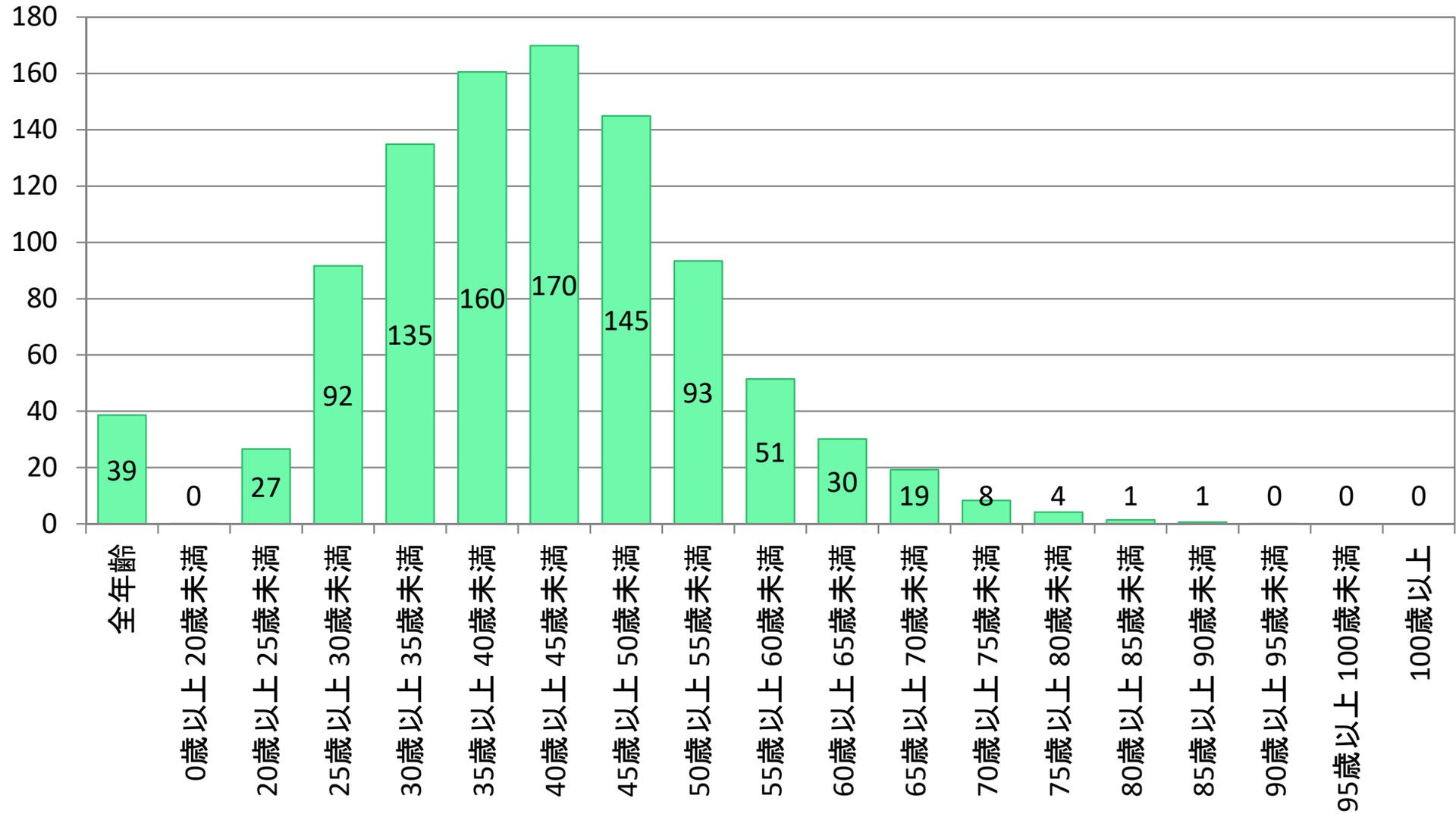
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗HIV薬の薬剤料（2017年度）

(円)



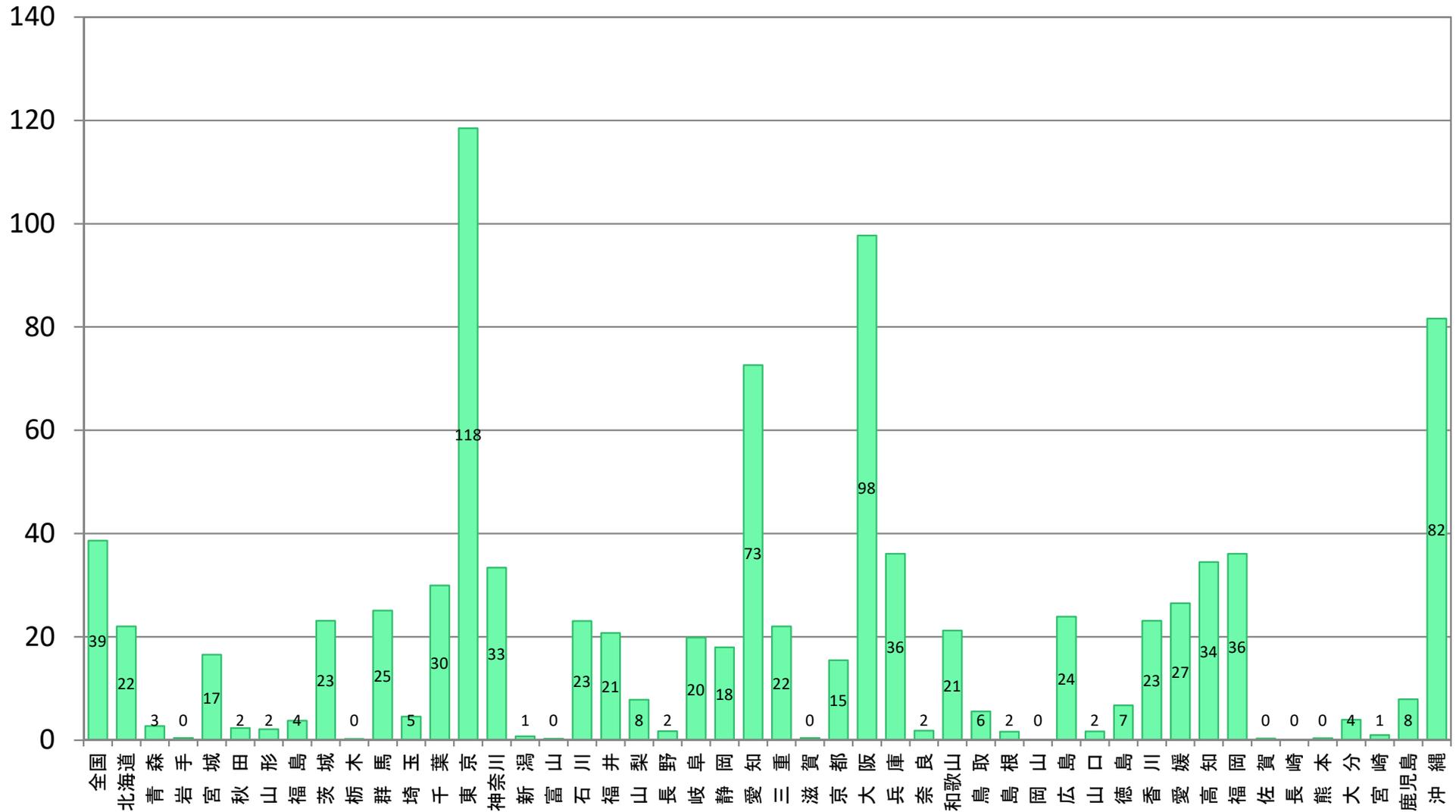
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗HIV薬の薬剤料 (2017年度)

(円)

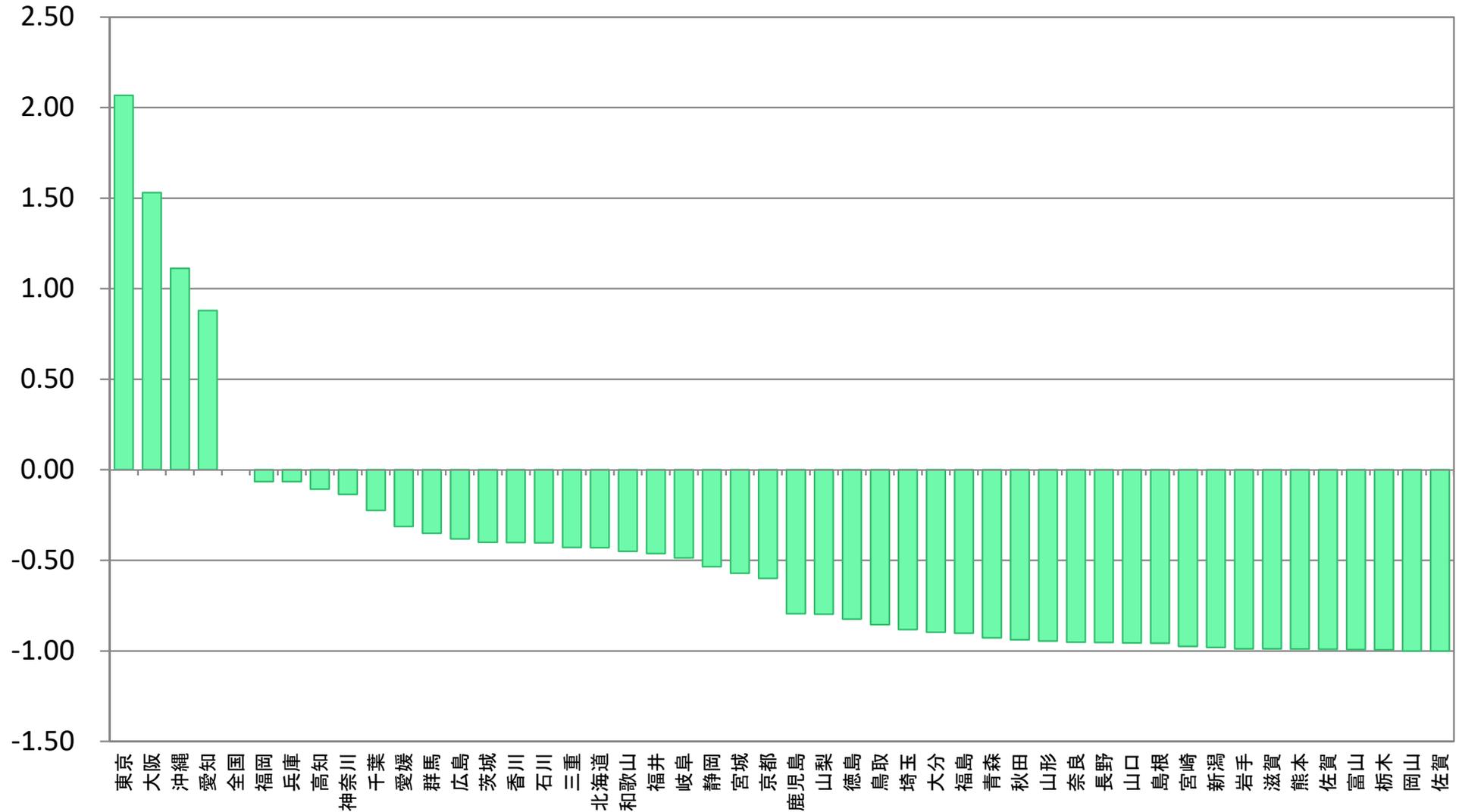


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

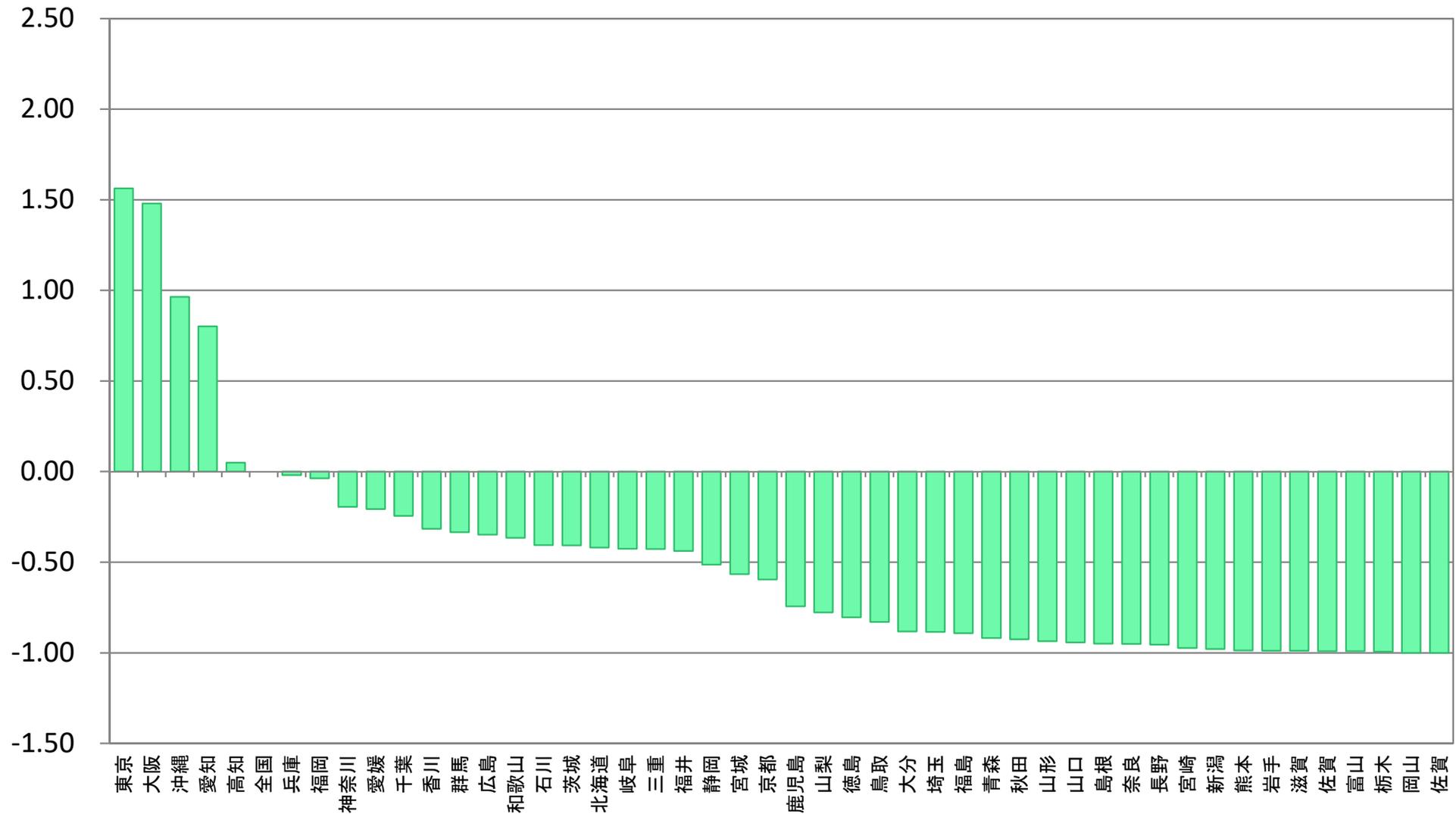
注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HIV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

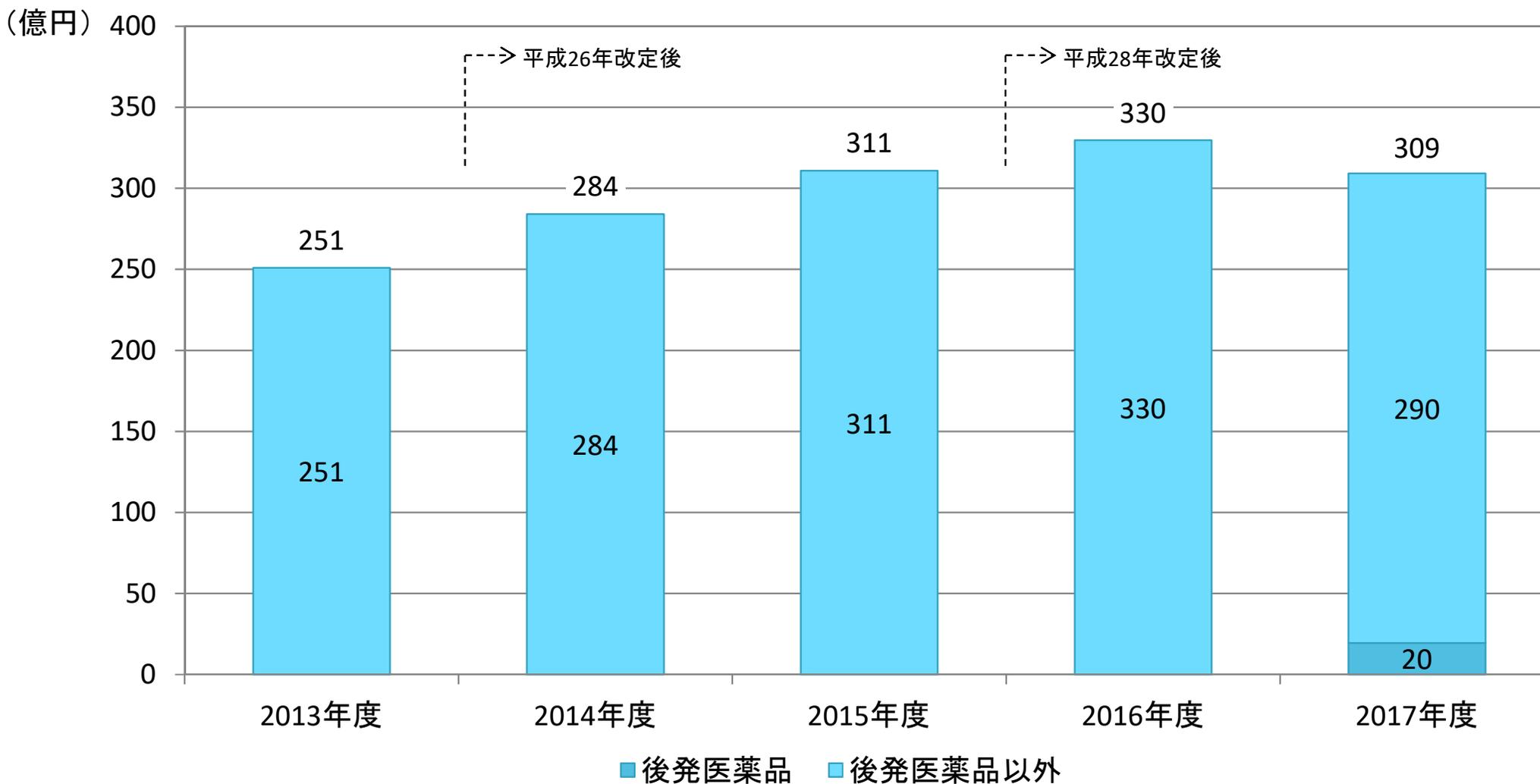
都道府県別処方箋1枚当たり抗HIV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗HBV薬の薬剤料の推移

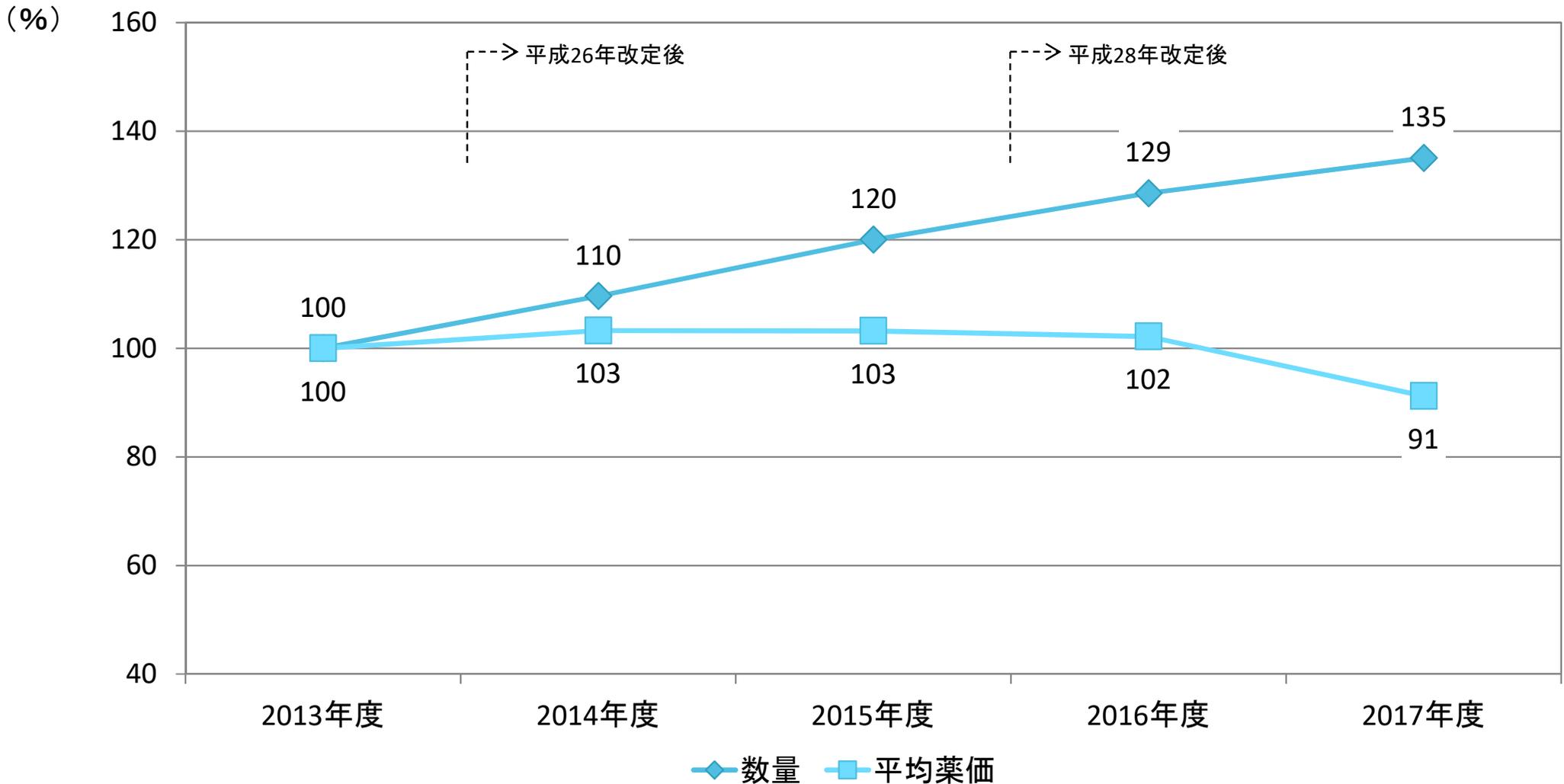
○ 2013年度以降の抗HBV薬の薬剤料は、2016年度までは増加傾向にあるが、2017年度に減少に転じている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗HBV薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗HBV薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は横ばいから減少傾向にある。



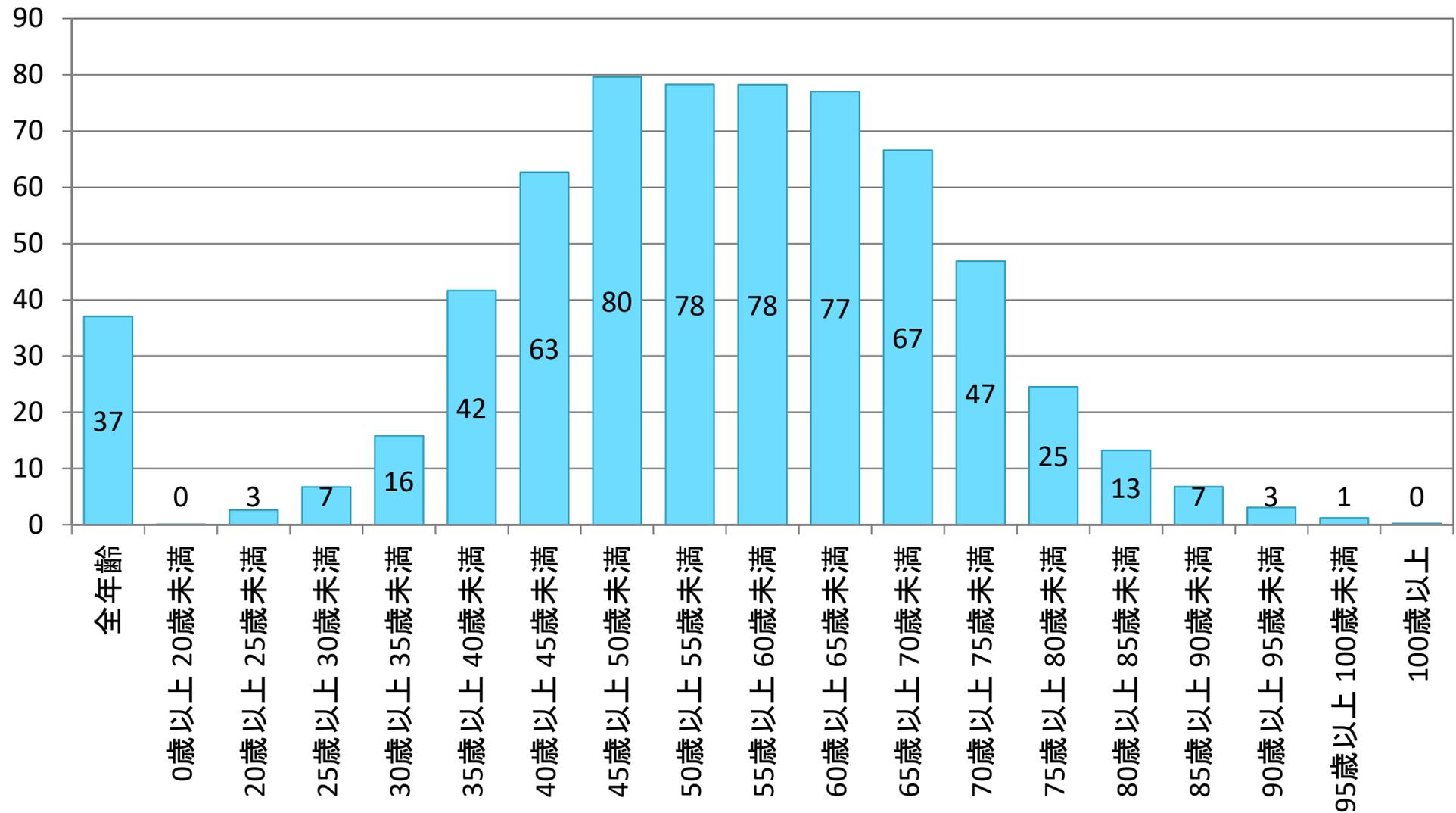
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり抗HBV薬の薬剤料 (2017年度)

(円)



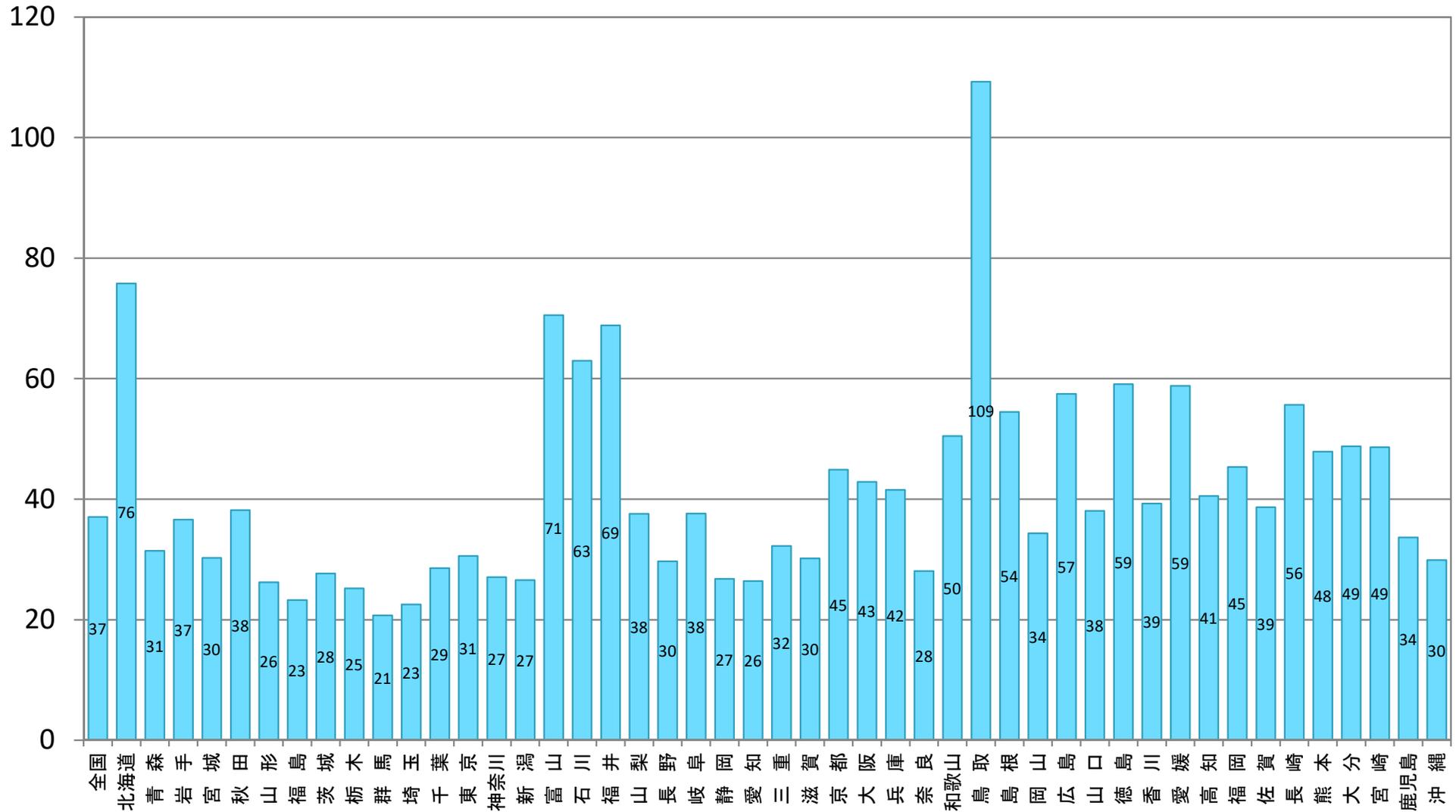
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗HBV薬の薬剤料 (2017年度)

(円)

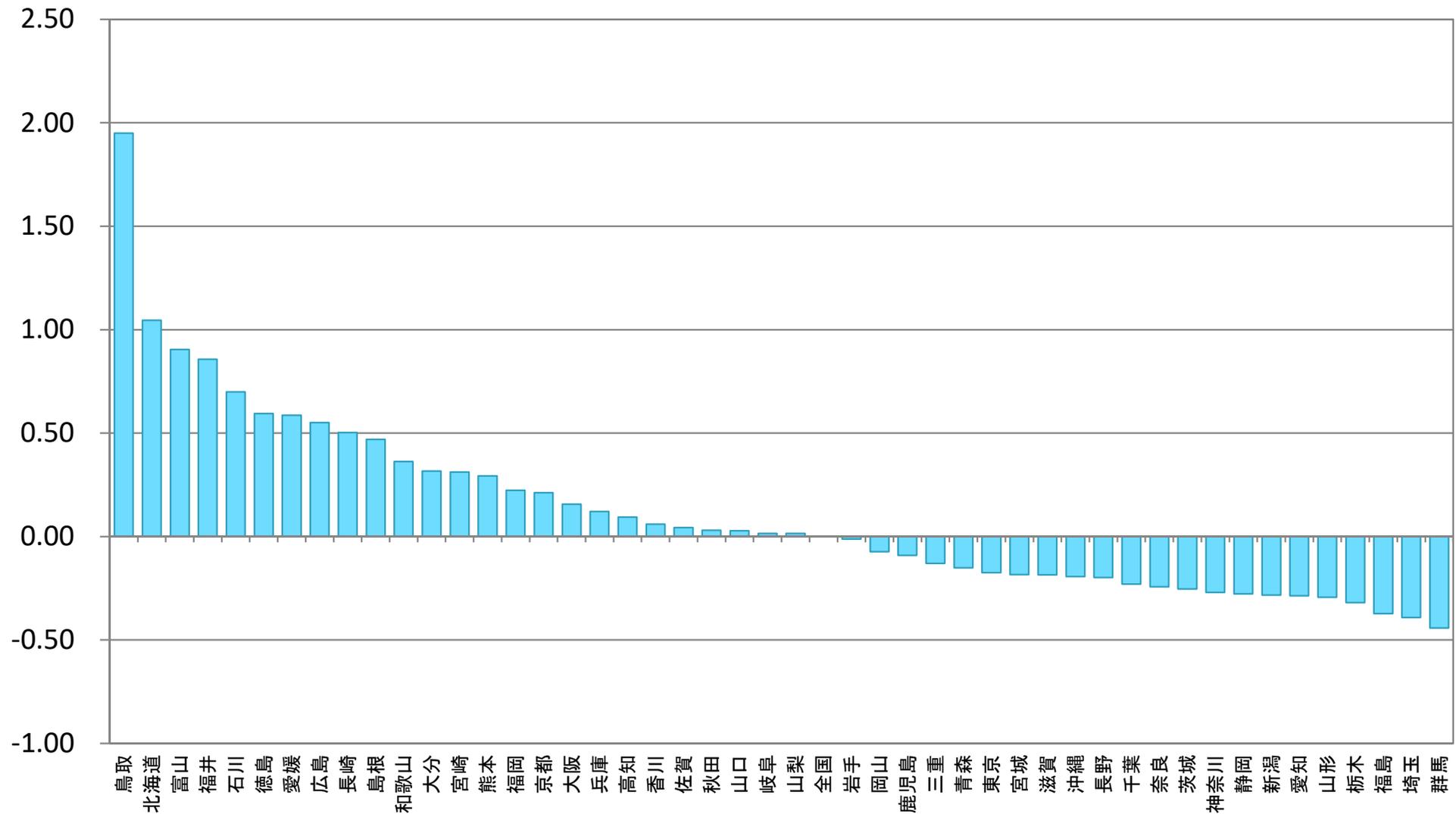


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HBV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



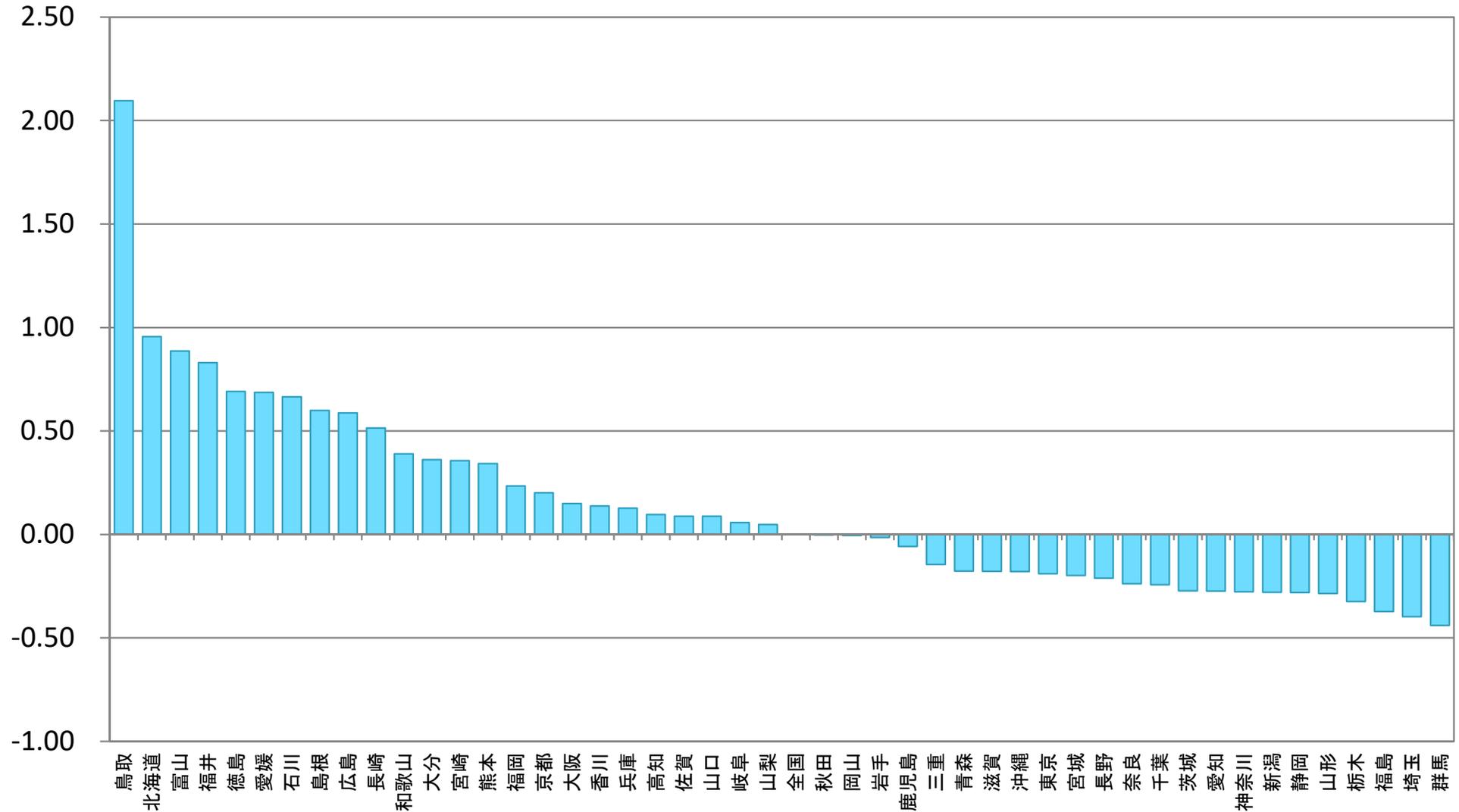
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HBV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

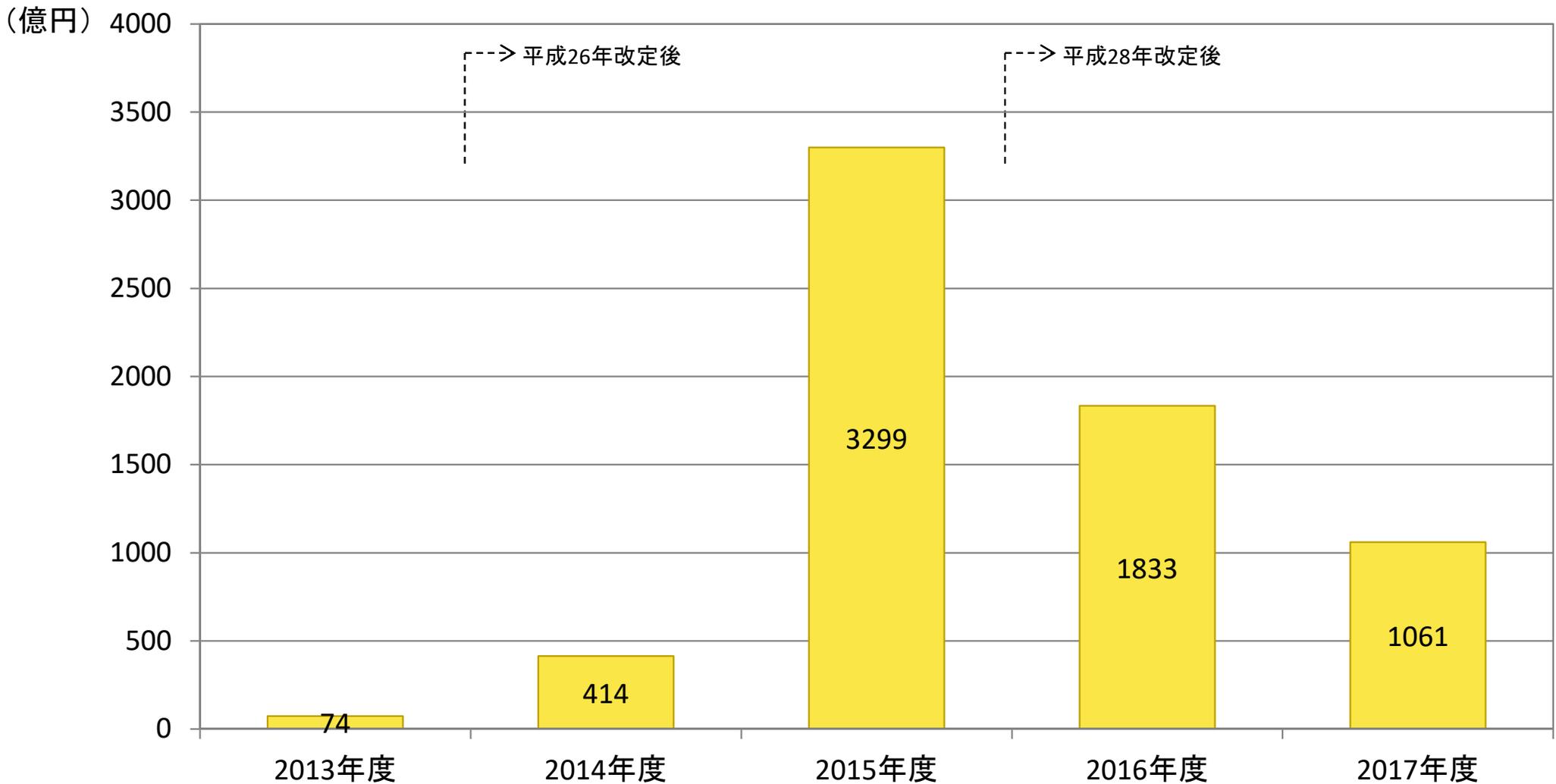
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗HCV薬の薬剤料の推移

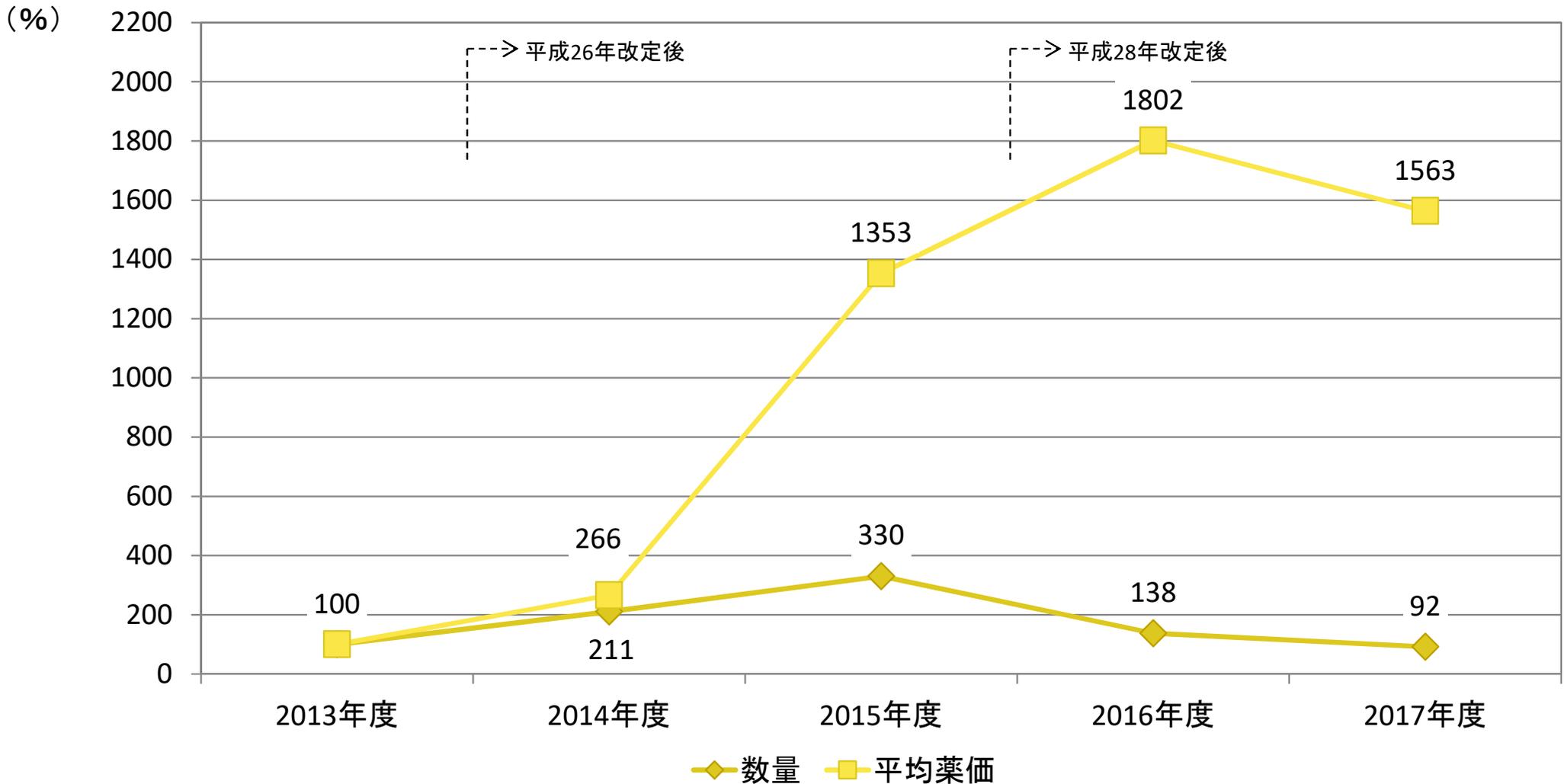
○ 2013年度以降の抗HCV薬の薬剤料は、2014年度から2015年度にかけて大きく増加し、その後は減少に転じている。



注) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗HCV薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗HCV薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は2015年度がピーク、平均薬価は2016年度がピークとなっている。



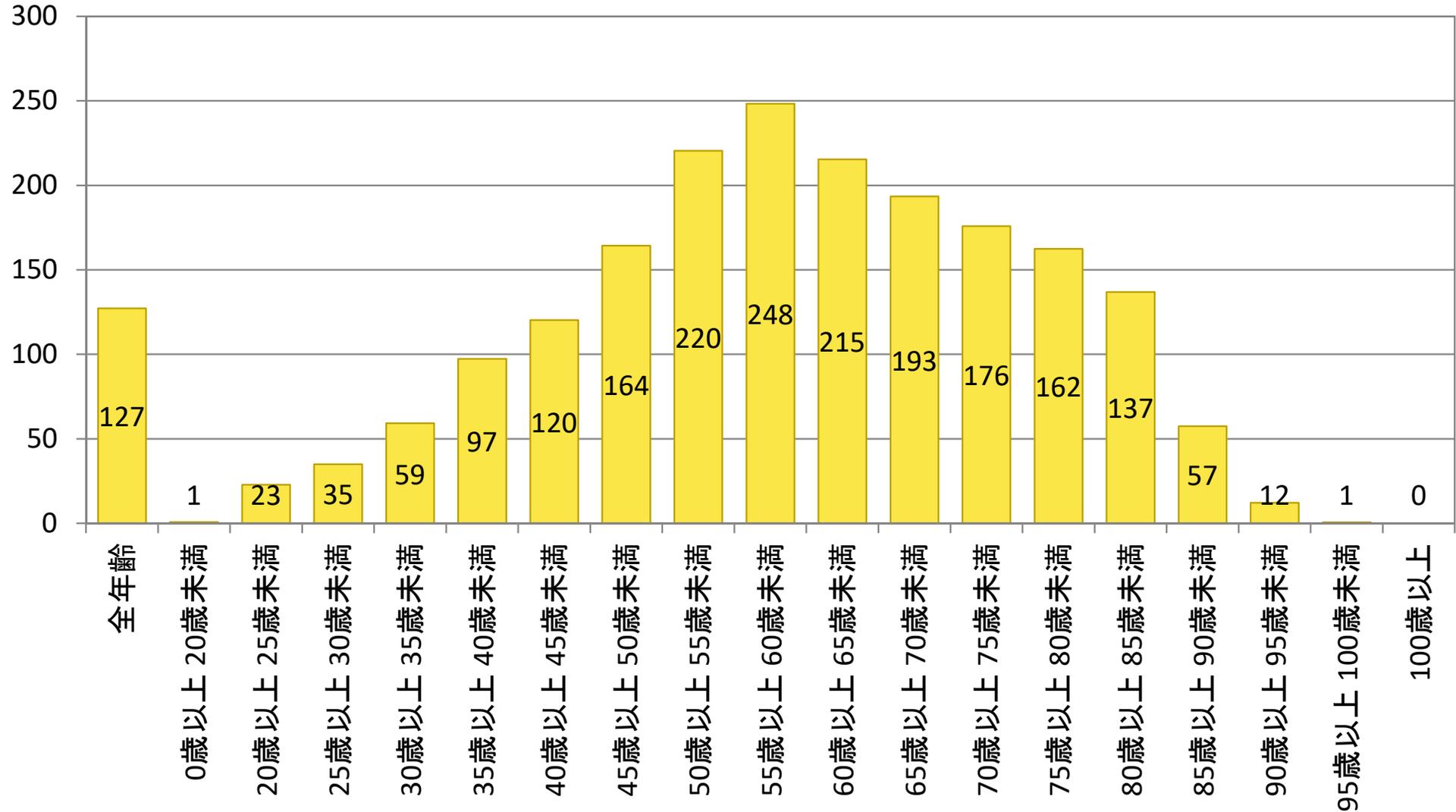
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗HCV薬の薬剤料（2017年度）

(円)



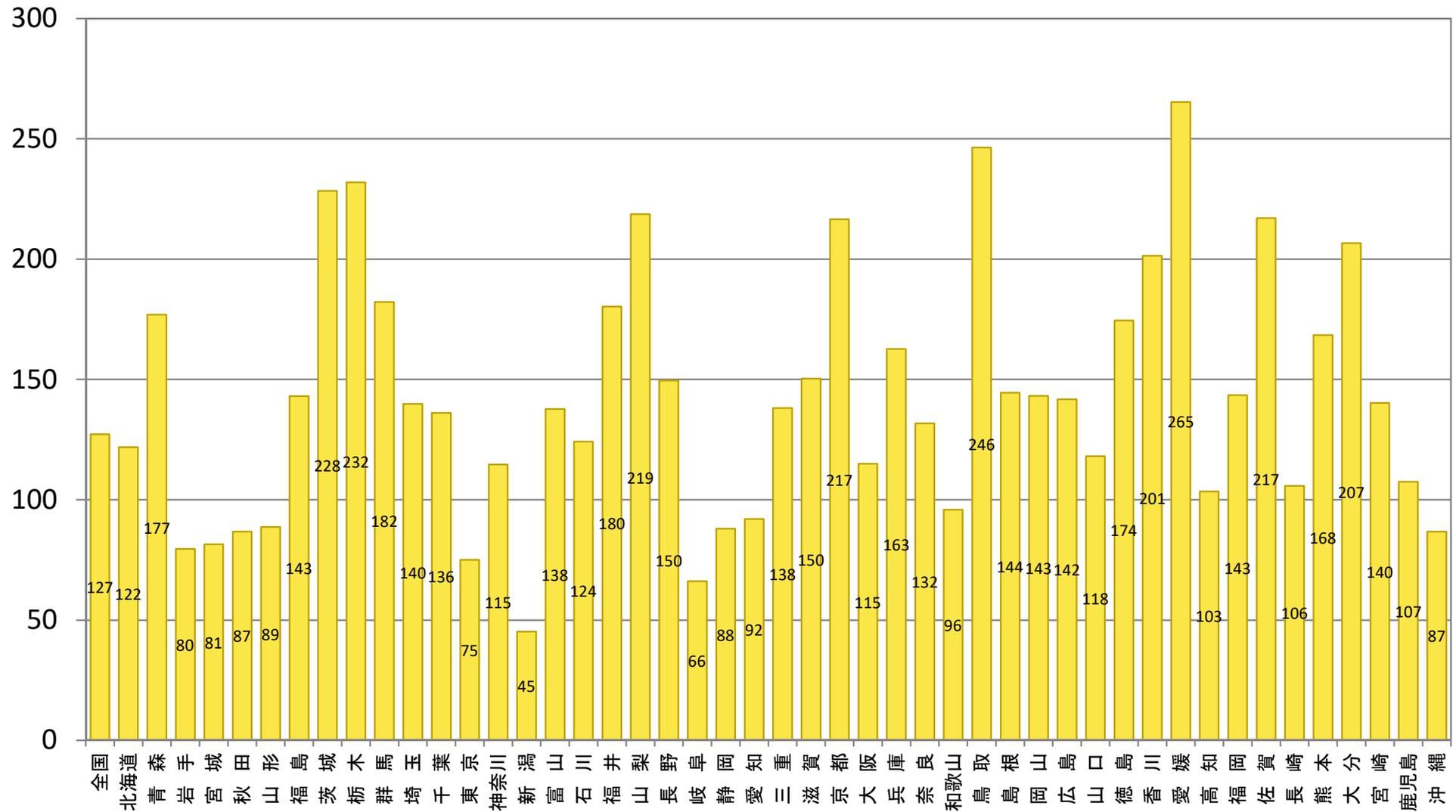
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HCV薬の薬剤料（2017年度）

(円)

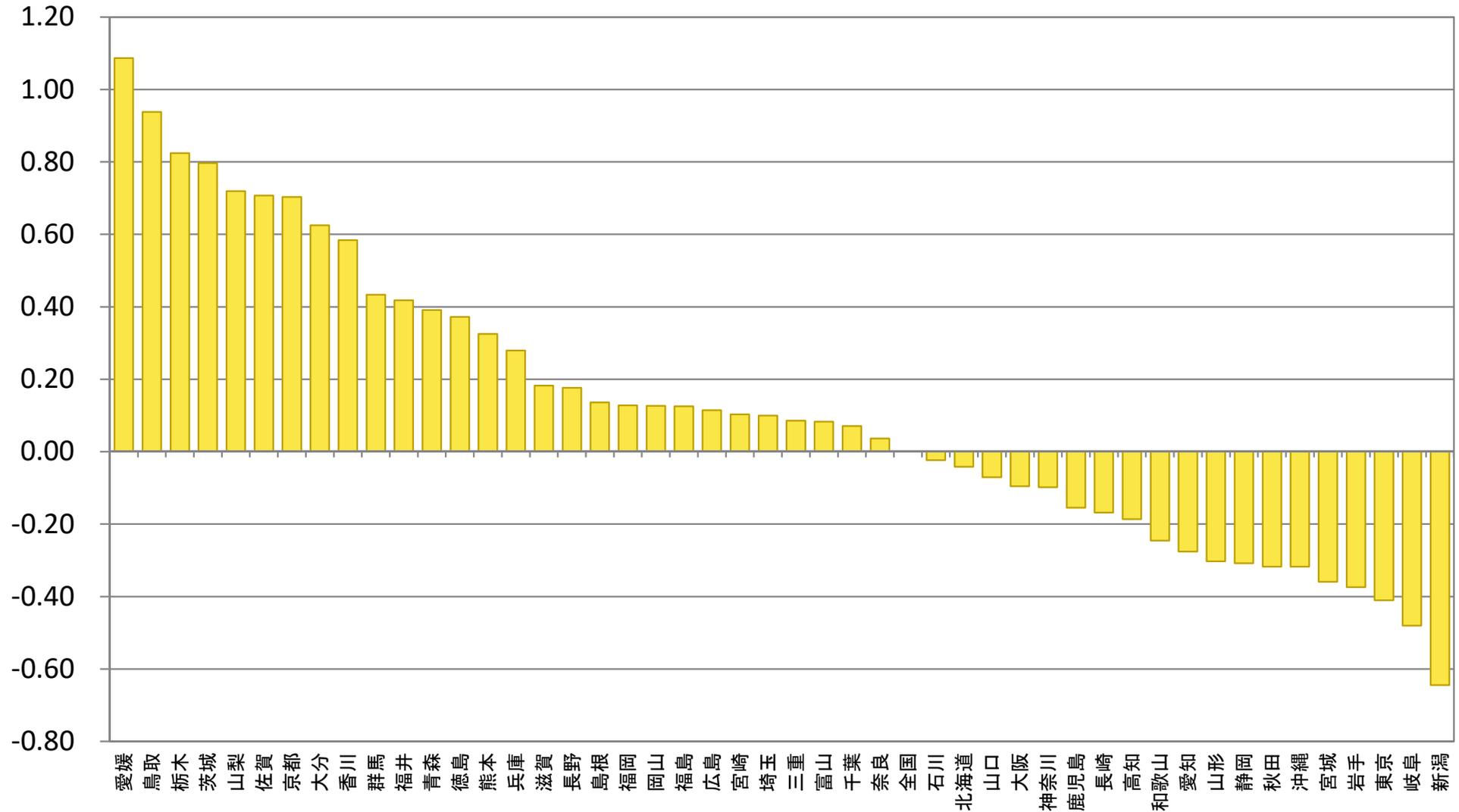


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HCV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



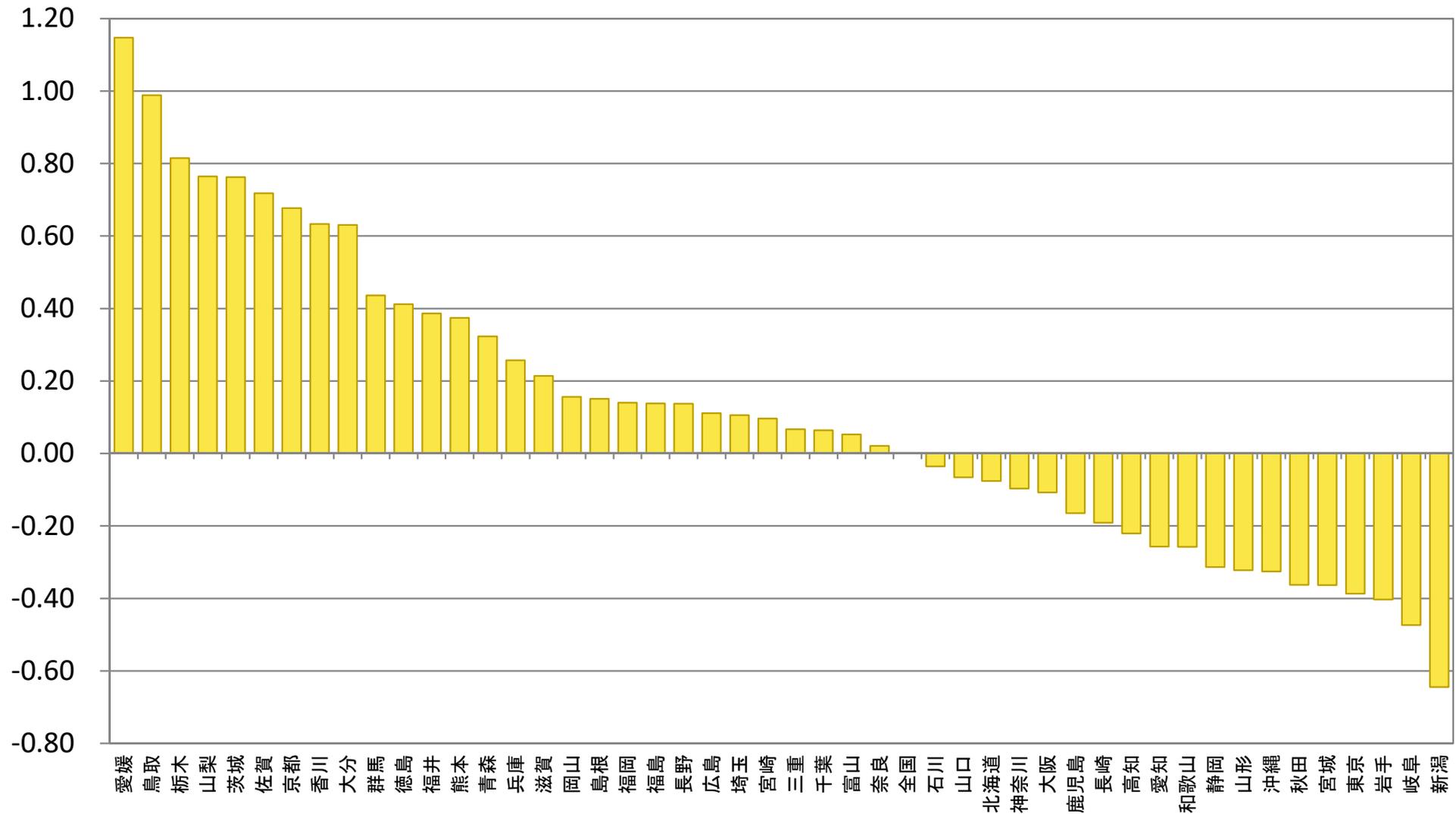
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗HCV薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

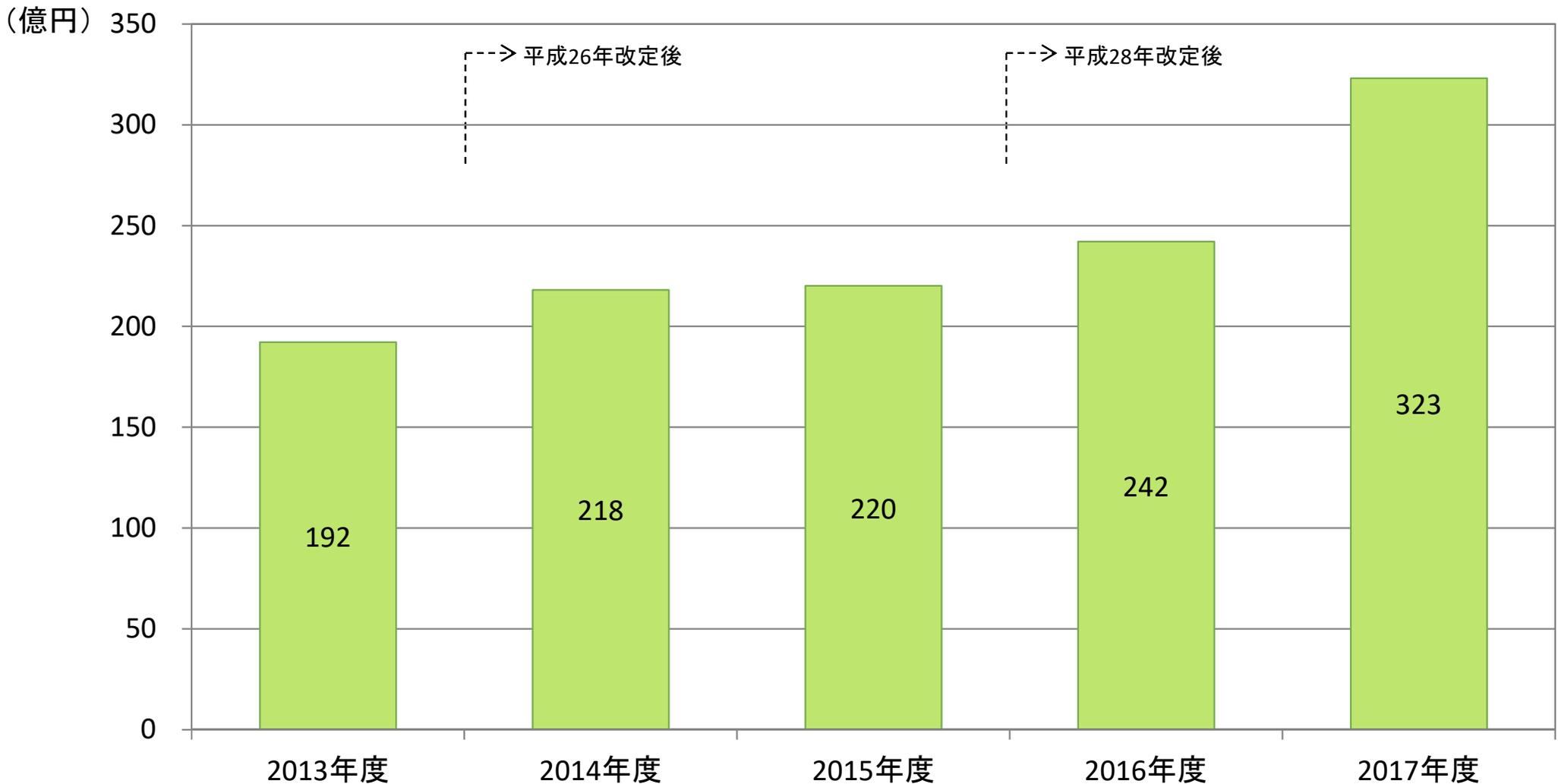
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗インフルエンザ薬の薬剤料の推移

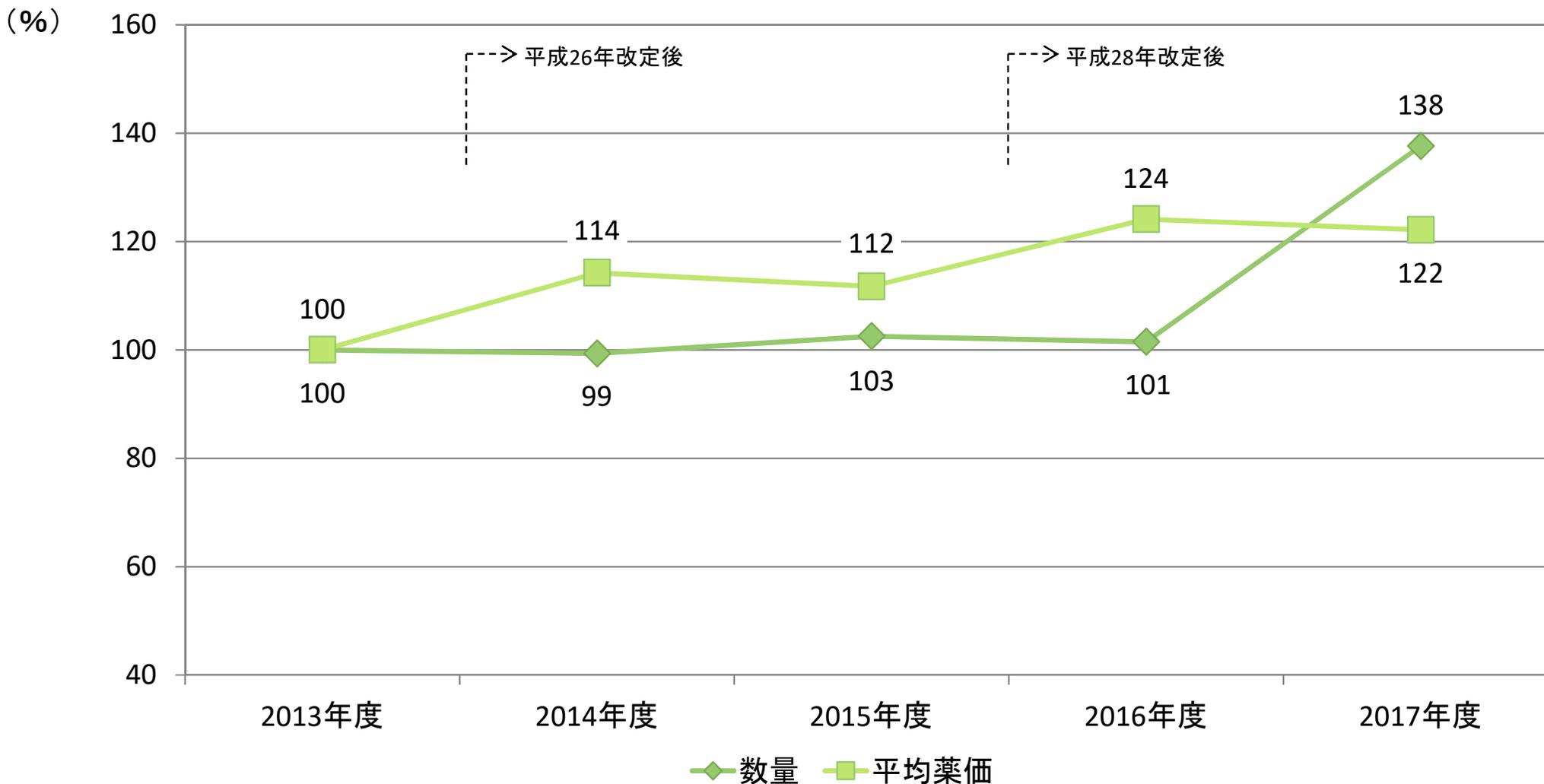
○ 2013年度以降の抗インフルエンザ薬の薬剤料は、やや増加傾向にあり、2017年度は特に伸びが大きい。



注) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗インフルエンザ薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗インフルエンザ薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は2017年度に大きく上昇しており、平均薬価はおおむね上昇傾向にある。

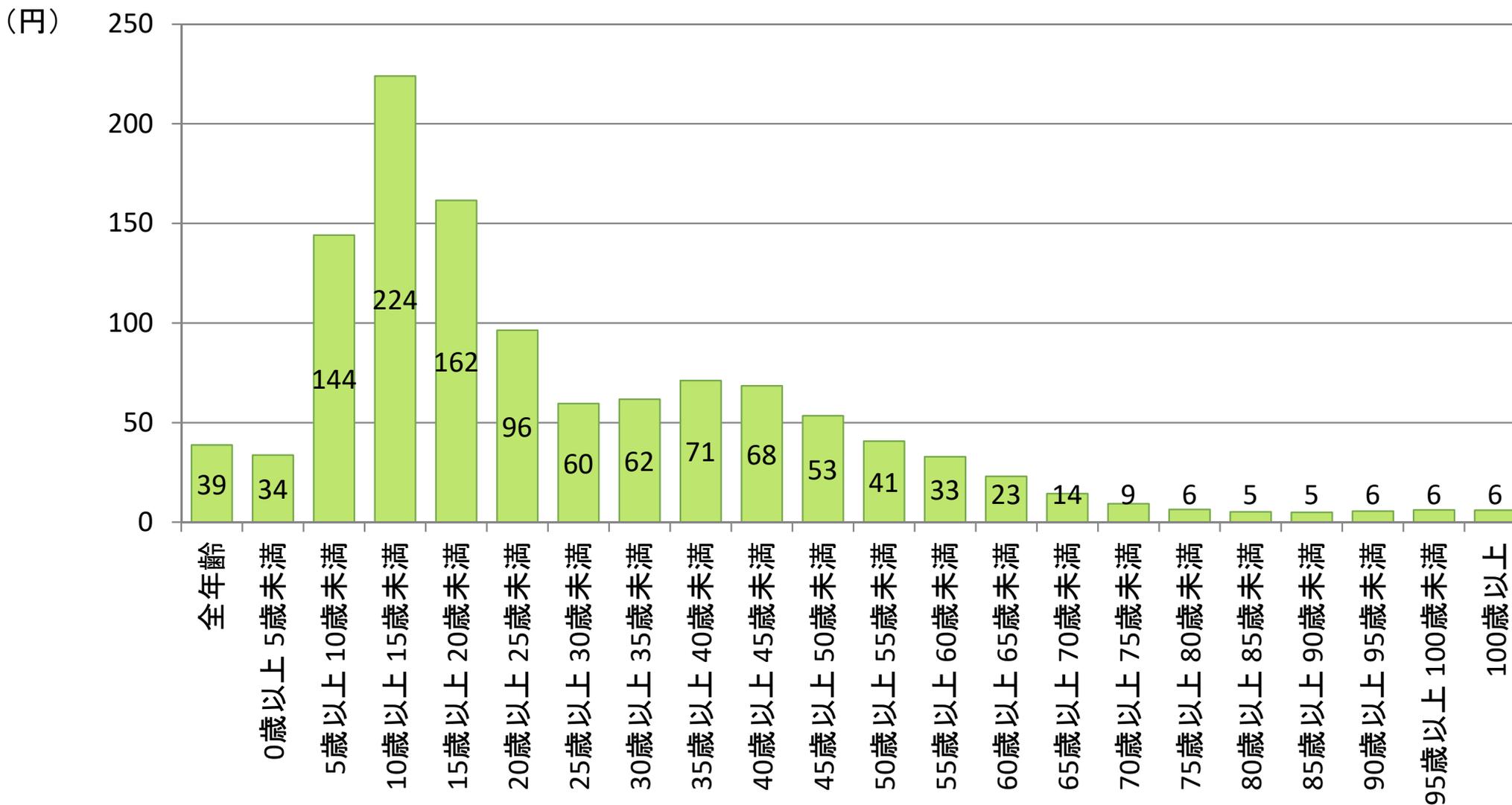


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬の薬剤料（2017年度）



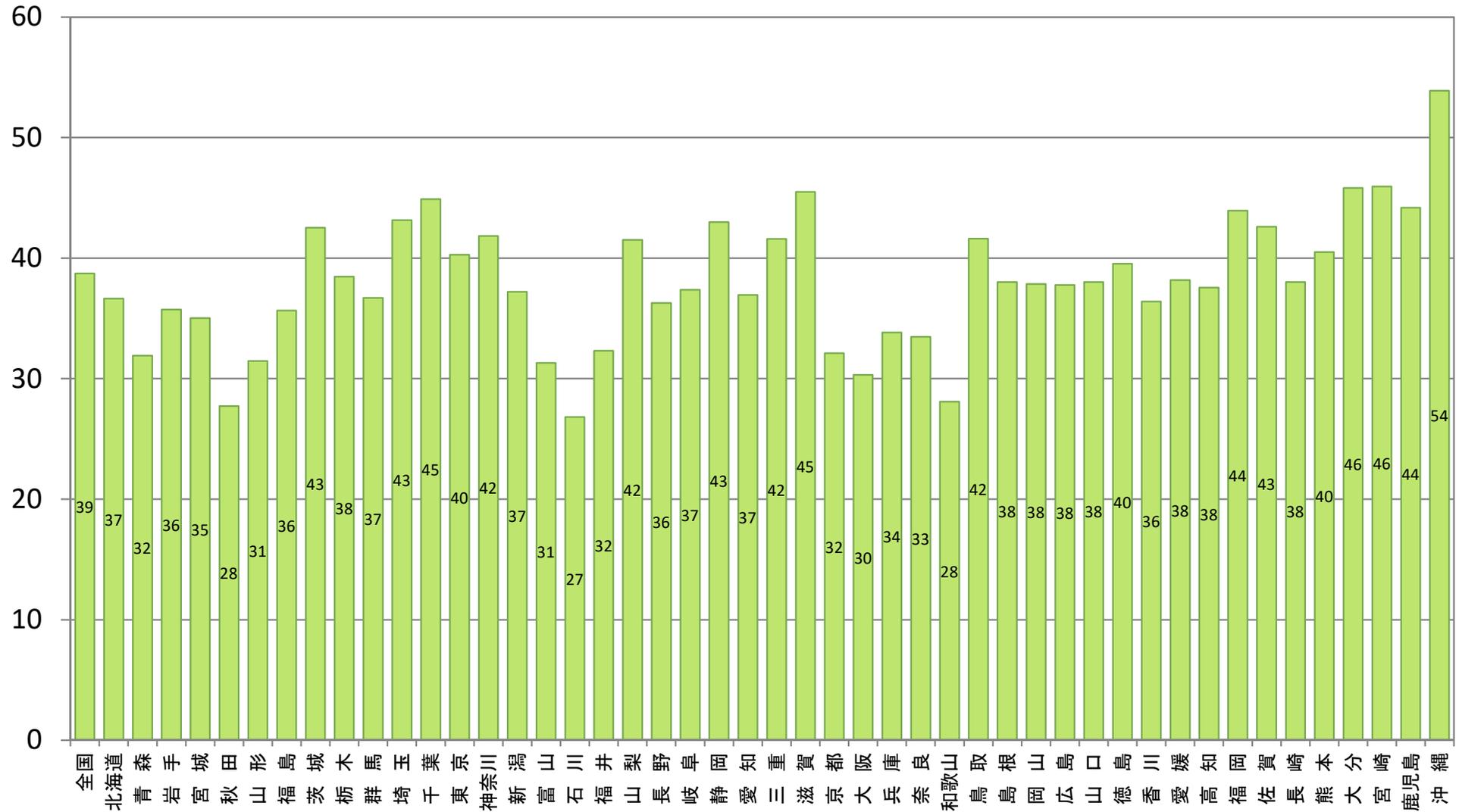
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬の薬剤料（2017年度）

(円)

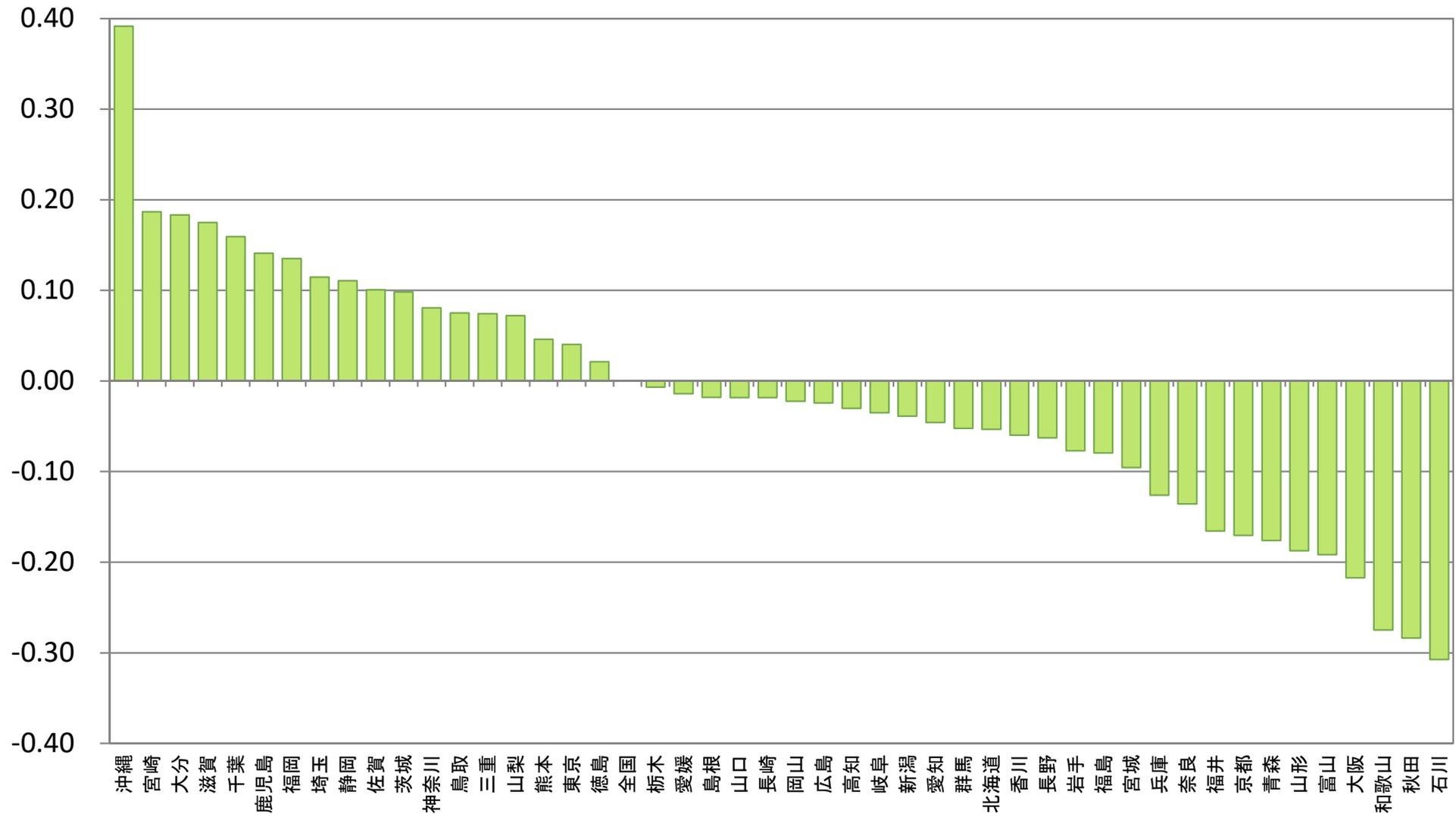


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



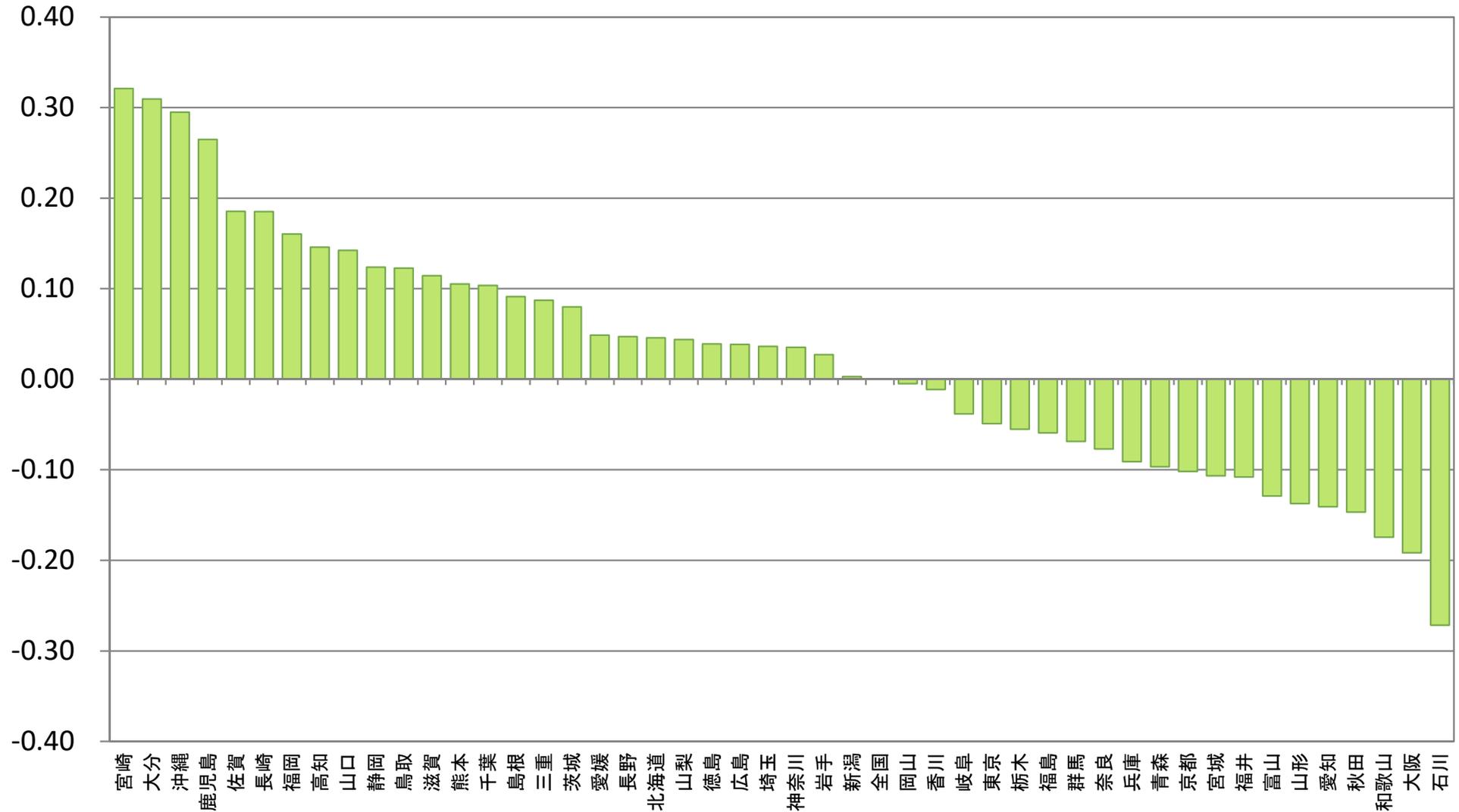
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗インフルエンザ薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



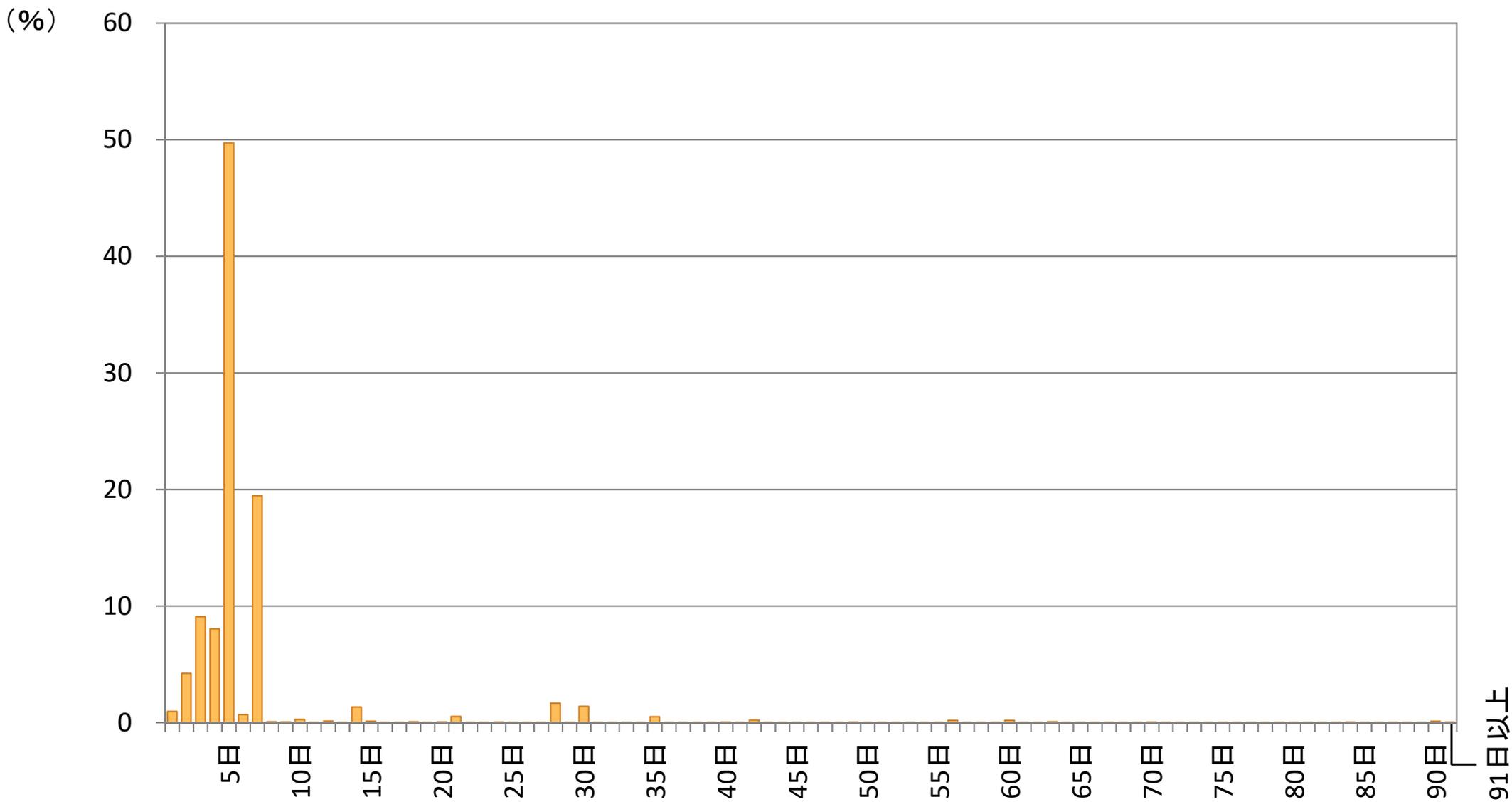
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗ウイルス薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

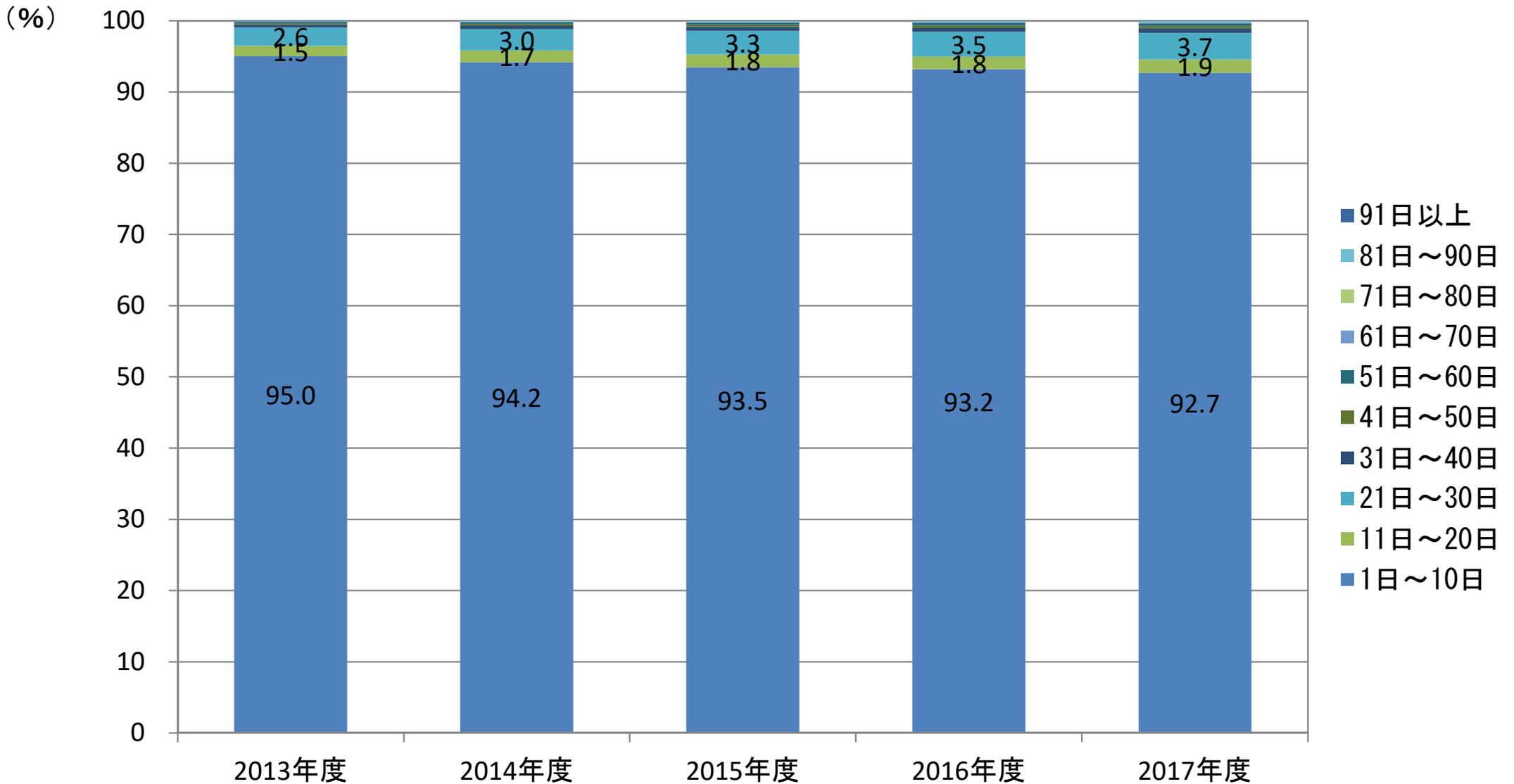
注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗HSV薬の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗HSV薬の投薬日数の分布の推移

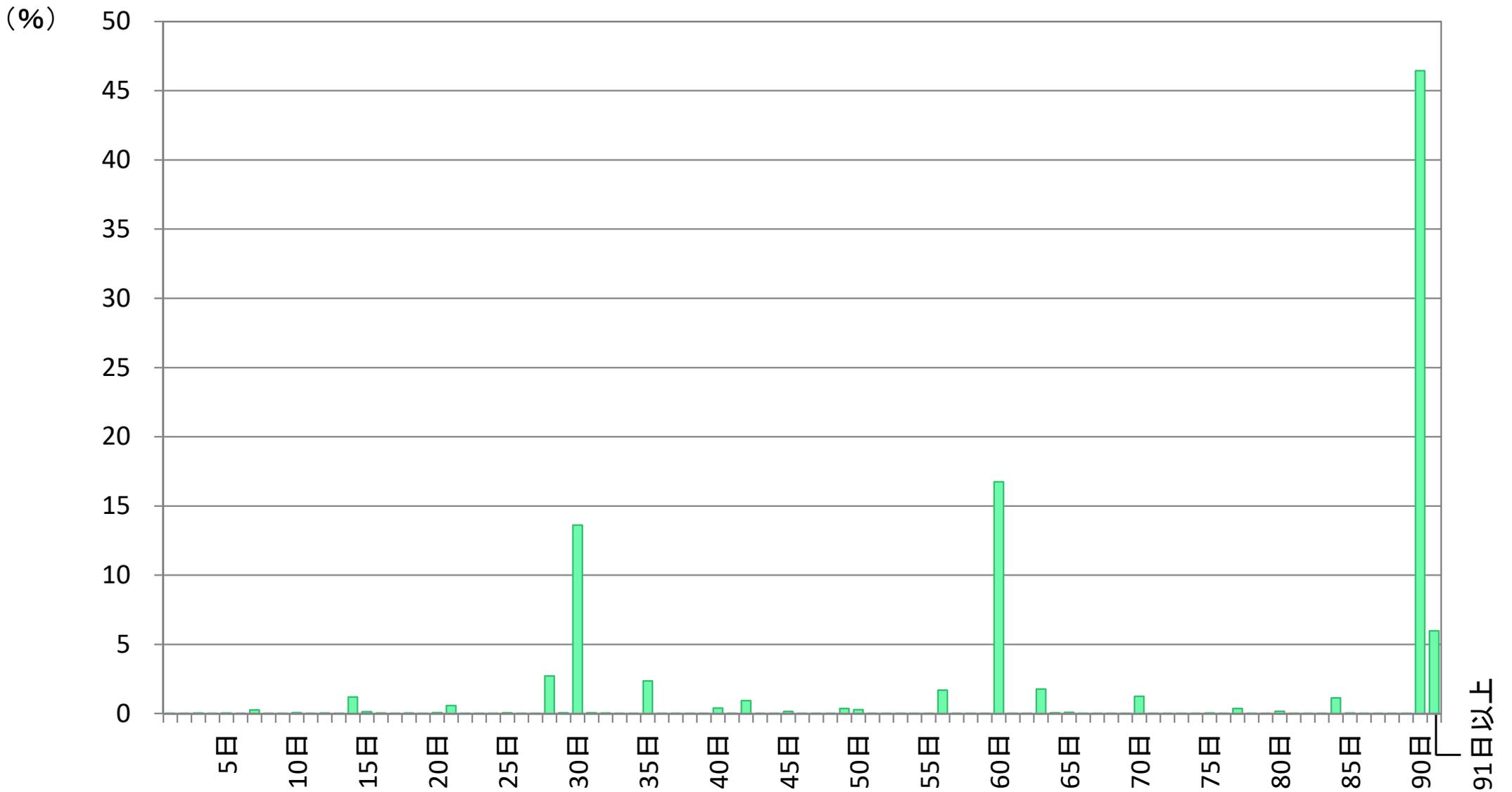


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗HIV薬の投薬日数の分布（2017年度）



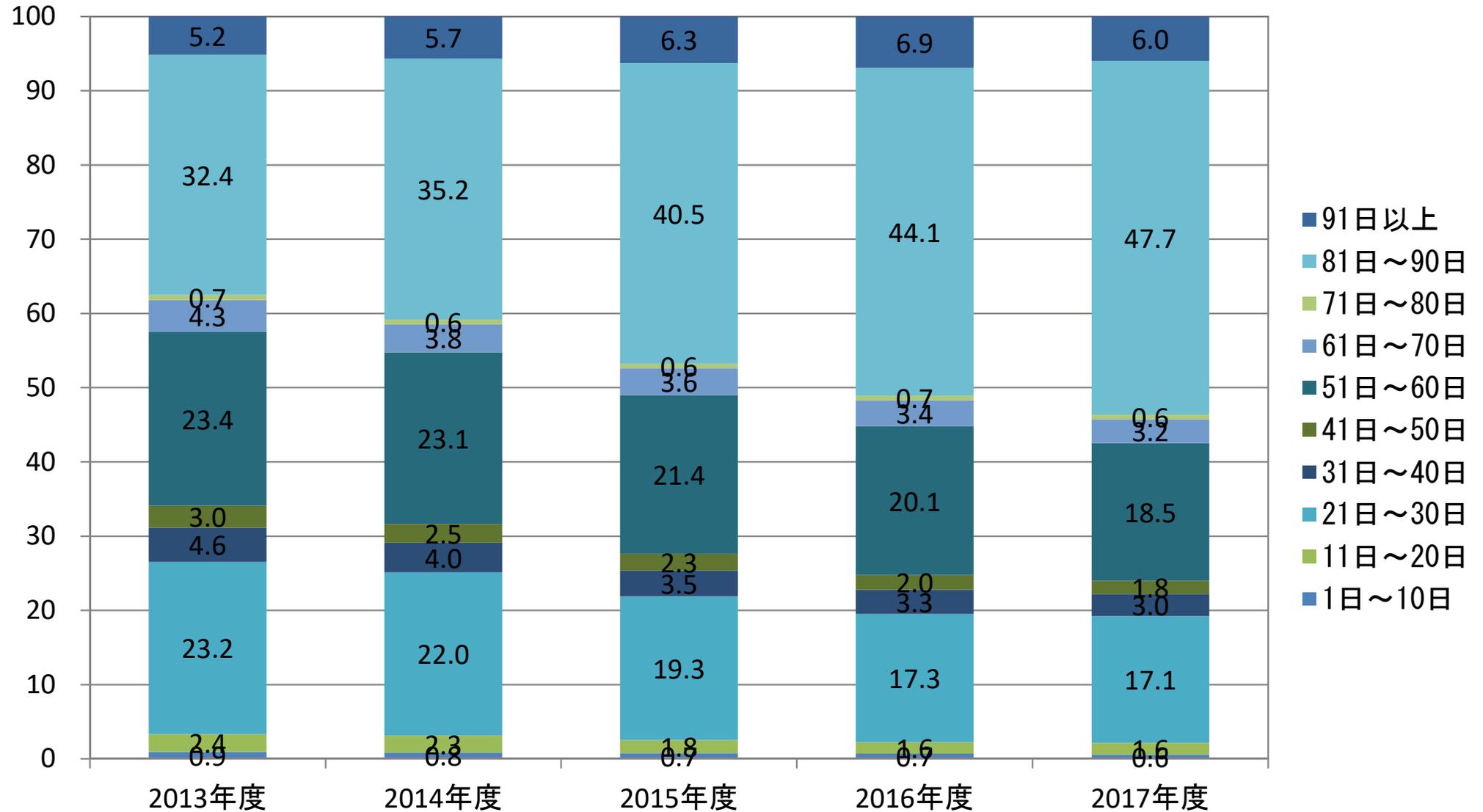
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗HIV薬の投薬日数の分布の推移

(%)

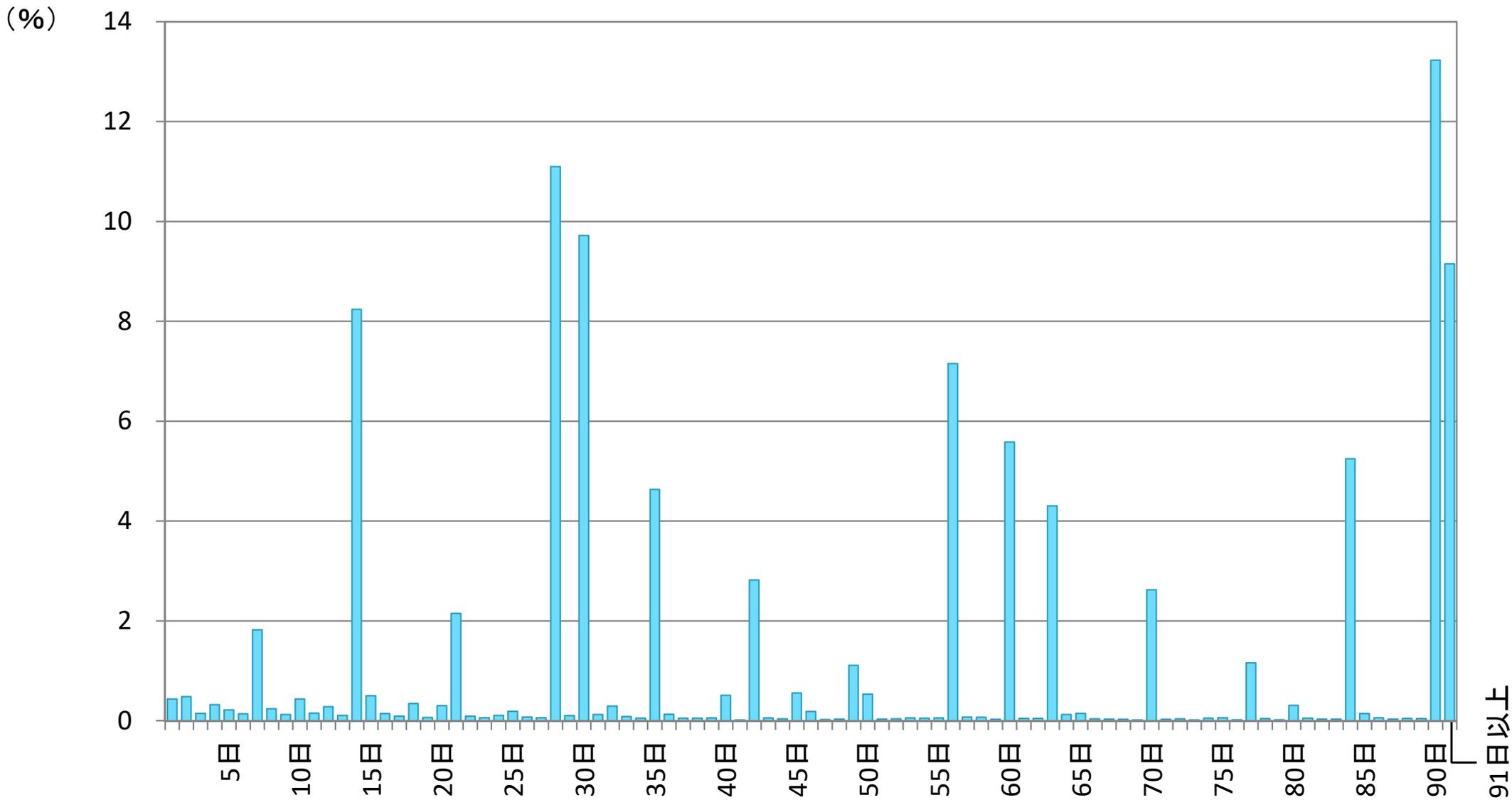


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗HBV薬の投薬日数の分布（2017年度）

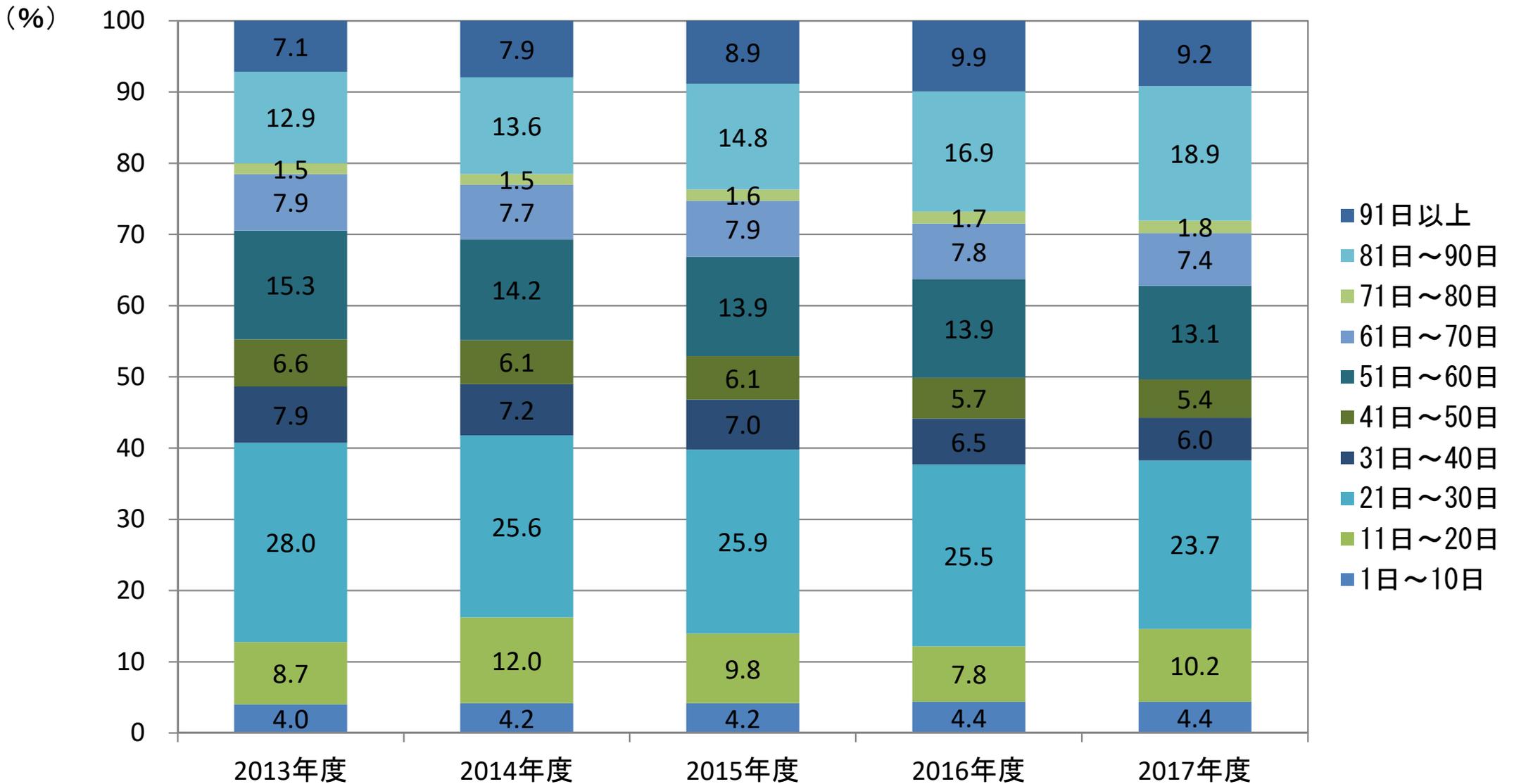


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗HBV薬の投薬日数の分布の推移

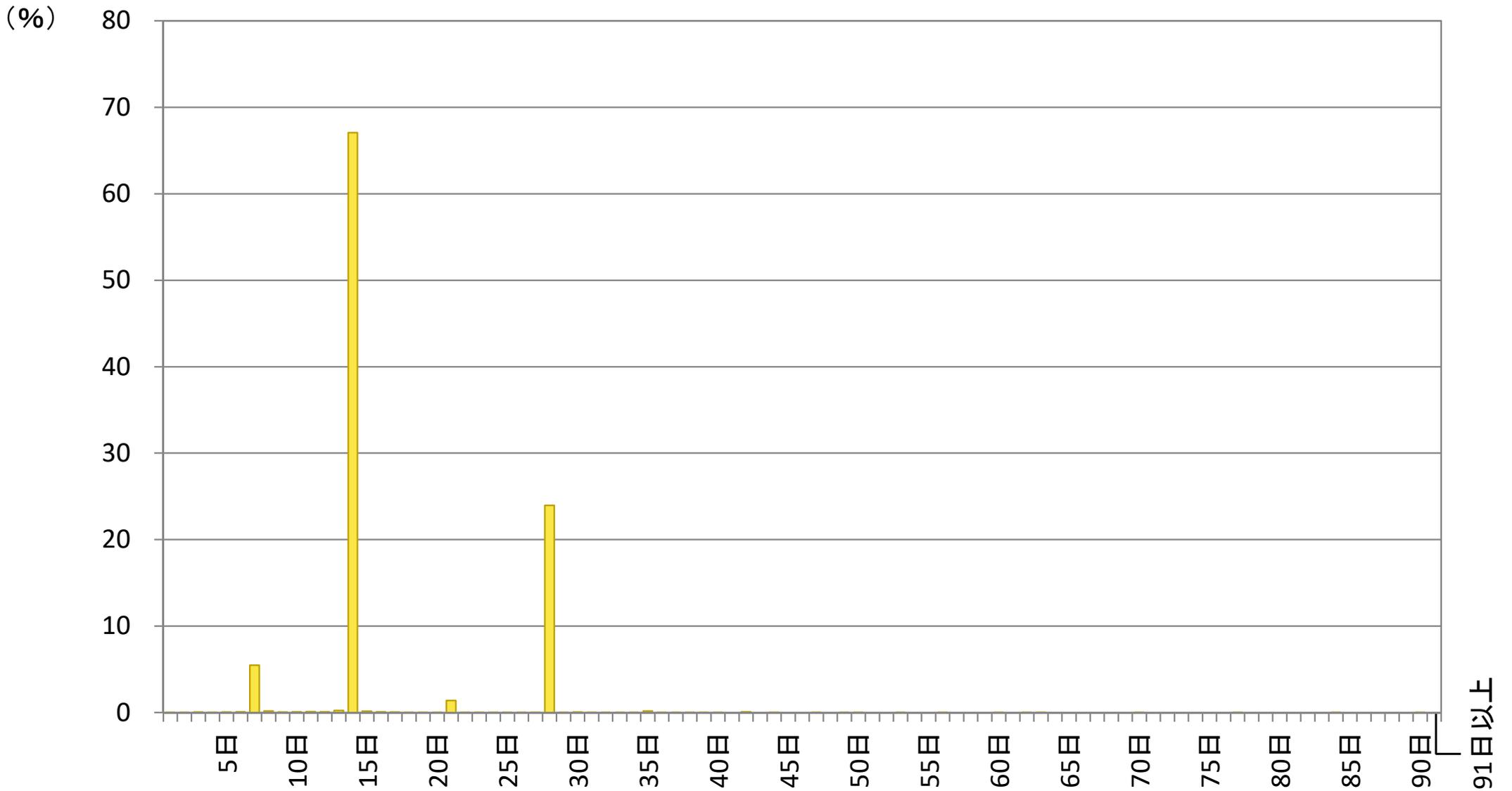


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗HCV薬の投薬日数の分布（2017年度）

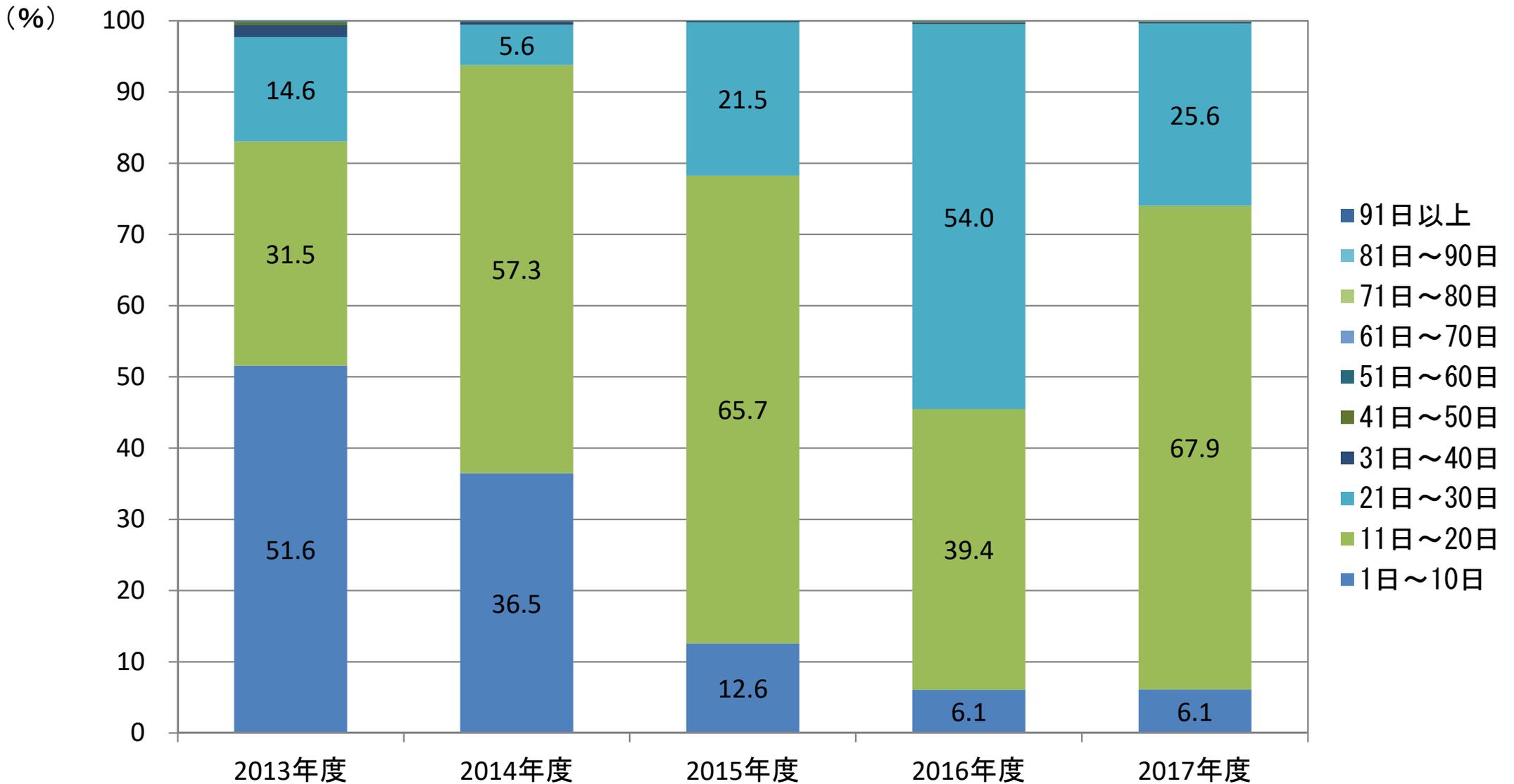


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗HCV薬の投薬日数の分布の推移

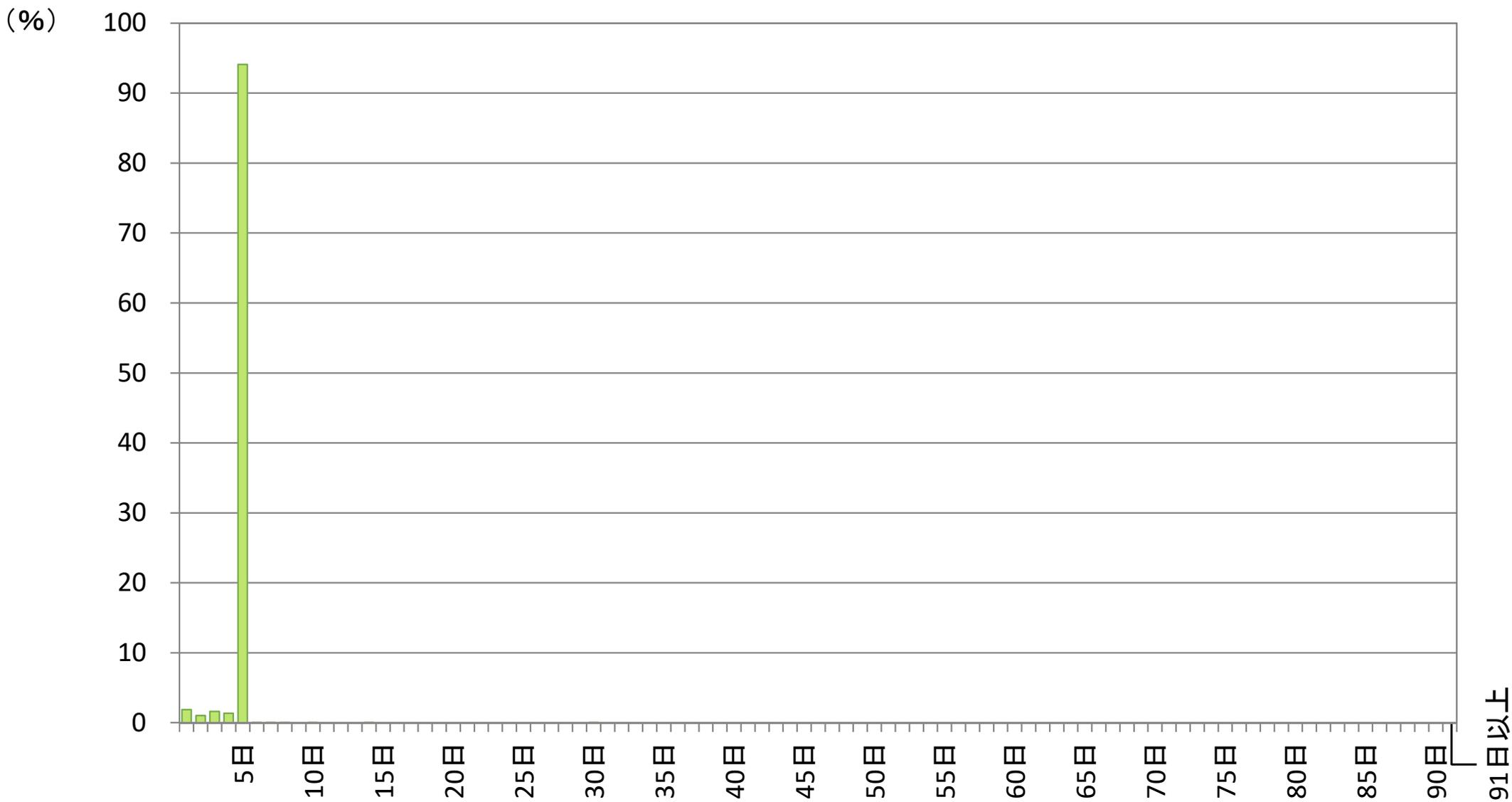


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗インフルエンザ薬の投薬日数の分布（2017年度）

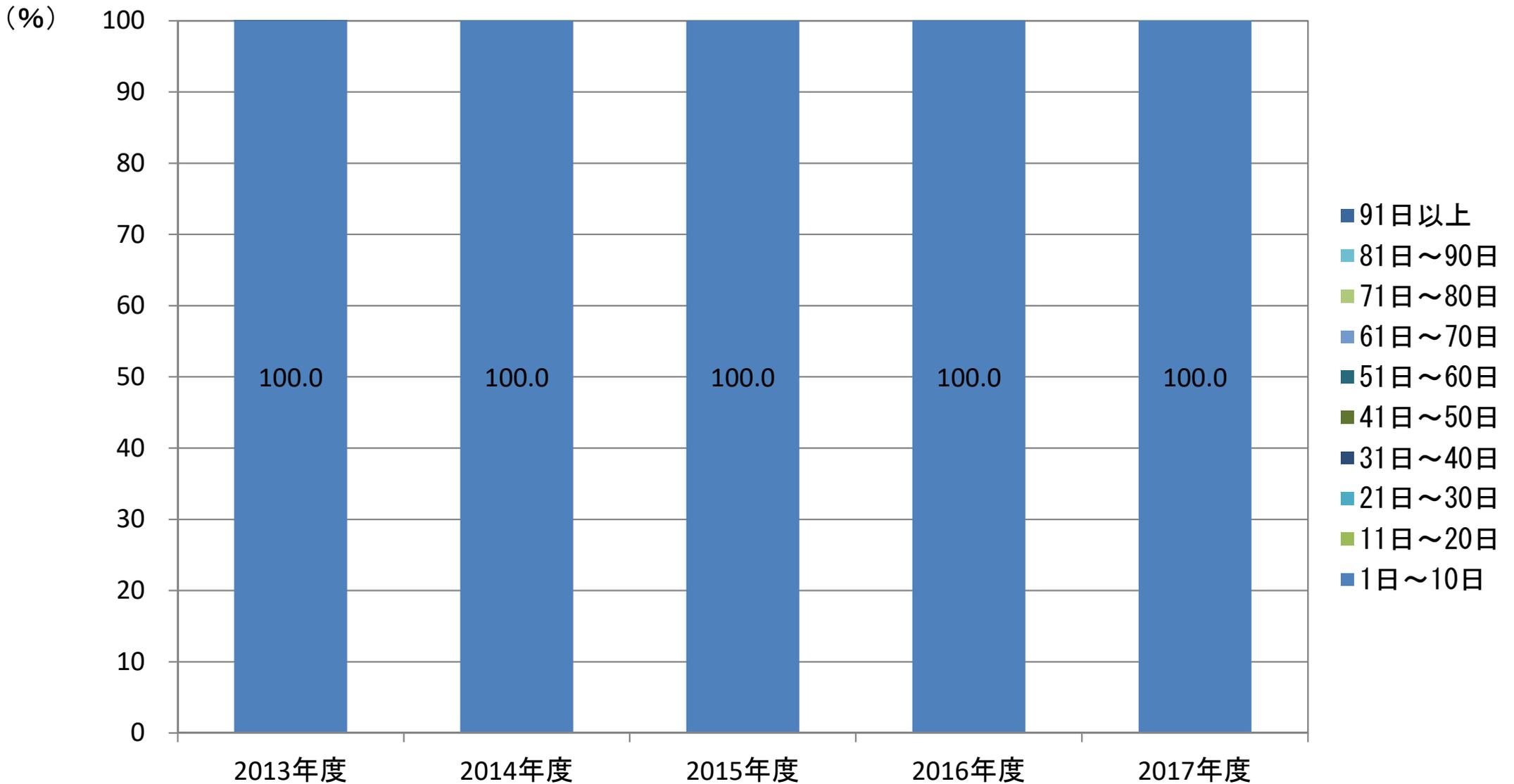


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗インフルエンザ薬の投薬日数の分布の推移



注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

注4) 1日～10日分以外も存在するが、四捨五入により1日～10日分が100.0%となっている。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_05-2.xls

【詳細データの内容】

詳細表Ⅰ 抗ウイルス薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)

詳細表Ⅱ 抗ウイルス薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)

詳細表Ⅲ 抗ウイルス薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)

詳細表Ⅳ 抗ウイルス薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)

詳細表Ⅴ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)

詳細表Ⅵ 年齢調整前後処方箋1枚当たり抗ウイルス薬薬剤料の地域差指数(2017年度)